

令和7年第3回定例会

## 奈井江町議会定例会会議録

令和7年9月 5日 開会

令和7年9月12日 閉会

奈井江町議会

## 令和7年第3回奈井江町議会定例会

令和7年9月5日（金曜日）

午前10時00分開会

### ○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議長諸般報告
  - ①会務報告
  - ②議会運営委員会報告
  - ③委員会所管事務調査報告
  - ④例月出納定例検査報告
  - ⑤令和6年度補助団体監査報告
- 第 4 行政報告（町長、教育長）
- 第 5 町政一般質問（通告順）
- 第 6 報告第 1号 令和7年度に公表する健全化判断比率について
- 第 7 報告第 2号 令和7年度に公表する資金不足比率について
- 第 8 報告第 3号 令和7年度奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書について
- 第 9 議案第 1号 令和7年度奈井江町一般会計補正予算（第2号）
- 第10 認定第 1号 令和6年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2号 令和6年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3号 令和6年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4号 令和6年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5号 令和6年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について

○出席議員（9人）

1番	根 岸 一 志	2番	星 厚 早
3番	篠 田 茂 美	4番	遠 藤 共 子
5番	石 川 正 人	6番	大 矢 雅 史
7番	笹 木 利津子	8番	大 関 光 敏
9番	森 岡 新 二		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（15名）

町 長	三 本 英 司
副 町 長	辻 脇 泰 弘
教 育 長	相 澤 公 博
総 務 課 參 事	杉 野 和 博
町 立 病 院 參 事	松 本 正 志
保 健 福 祉 課 參 事	鈴 木 久 枝
産 業 觀 光 課 參 事	石 塚 俊 也
建 設 環 境 課 長	加 藤 一 之
建 設 環 境 課 技 術 長	鈴 木 宏 明
町 民 生 活 課 長 兼 会 計 管 理 者	田 中 恵
企 画 財 政 課 長	井 上 健 二
教 育 委 員 会 事 務 局 長	遠 藤 友 幸
保 健 福 祉 課 課 長 補 佐	辻 脇 真 理 子
代 表 監 査 委 員	山 口 俊 哉
農 業 委 員 会 会 長	笹 木 憲 一

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長	戸 田 孝
議 会 庶 務 係 主 査	釣 本 真 由 美

(10時00分)

---

## 開会

### ●議長

それでは定刻になりますので、ブザーにより会議を開会したいと思います。  
皆さん、おはようございます。定例会の出席、大変ご苦労さまです。  
ただいま出席議員9名で定足数に達しておりますので、令和7年奈井江町議会第3回定例会を開会いたします。  
これより、本日の会議を開きます。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名について

### ●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、8番、大関議員、1番、根岸議員を指名いたします。

---

## 日程第2 会期の決定について

### ●議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日より12日までの8日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

### ●議長

異議なしと認めます。会期は、本日より12日までの8日間と決定をいたしました。

---

## 日程第3 議長諸般報告

(10時01分)

### 1. 会務報告

### ●議長

日程第3、議長諸般報告を行います。

会務報告は、書面のとおりでありますので、ご了承をお願いいたします。

---

## 2. 議会運営委員長報告

### ●議長

議会運営委員会報告について、委員長の発言を許します。議会運営委員長、3番、篠田議員。篠田議員。

(議会運営委員長 登壇)

### ●3番

議会運営委員会の報告をいたします。  
委員会開催日、令和7年9月1日。  
調査事項、第3回定例会に関する議会運営について。  
調査内容、①会期及び議事日程について、②議案審議・審議順序について、③町政一般質問について、④決算審査特別委員会について、⑤請願、意見案、陳情等の取扱いについて、⑥会議案、調査について。  
以上です。

### ●議長

ご苦労さまです。

---

## 3. 委員会所管事務調査報告

(10時02分)

(まちづくり常任委員会)

### ●議長

委員会所管事務調査報告について、委員長の発言を許します。まちづくり常任委員長、5番、石川議員。石川議員。

### ●5番

まちづくり常任委員会の所管事務調査報告を行います。  
開催日順に報告をいたします。  
委員会開催日、7月10日。  
調査事項、公園の維持管理について、現地調査を含んでおります。  
担当課の出席を求め、現地調査を実施した後、提出された資料の説明を受け、質疑を行い検討しました。

意見・要望としては、公園は、幅広い年齢層の自然との触れ合い・憩いの場であり、地域コミュニティ活動や子どもたちの遊び場として多様な活用の拠点であります。

白樺公園では、近年、公園遊具の新設や更新等により利用者も増えていることから、今後、ほかの公園においても地区や子どもたちの要望を十分反映した施設整備となるよう望むものであります。

引き続き、利用者が安心、安全に公園施設を利用できるよう、公共施設等総合管理計画に基づき、計画的な管理・修繕に努めていただきたい。

また、公園等環境美化ボランティア推進事業については、ほかのボランティア事業と組み合わせるなど、多くの住民の方に参加していただけるよう望むものであります。

委員会開催日、7月28日。

調査事項、調査第2号、生涯活躍のまちの取組について。

担当課の出席を求め、提出された資料の説明を受け、質疑を行い検討しました。

説明員、調査内容については記載のとおりであります。

意見・要望については、少子高齢化が進展し急速な人口減少により、本町においても空き家・空き店舗、他地域の住民のつながりや、支え合い活動の機会の減少などが大きな課題となっている。

このような様々な課題を解決するため、「生涯活躍のまち」のコンセプトを「誰もが躍動し、より添い集う、全世代共奏のまちづくり」とし、4年目となる本年の各事業の推進状況が報告されました。

地域再生計画に掲げられた事業を着実に推進され、目標とされた将来展望を実現されることを大いに期待するところであります。

引き続き、奈井江版生涯活躍のまちの特徴を生かし、各施策の効果が高まるよう推進願いたい。また、交付金が終了した後にも持続可能な事業展開を望むものであります。

委員会開催日、8月20日。

調査事項、調査第3号、町税の賦課徴収状況と財政状況について。

担当課の出席を求め、提出された資料の説明を受け、質疑を行い検討しました。

説明員、調査内容については、記載のとおりであります。

意見・要望としては、主要税目の賦課状況については、個人町民税で給与所得者や農業所得者の所得割の増加などにより課税額が増加したこと、法人町民税では主に製造業の法人税割が減少したことにより課税額が減となったことなどが報告されました。

税の徴収において収入未済額が昨年度より若干増加した。徴収率は昨年度より若干下回ったが、コンビニ収納、スマホ収納も定着してきており、様々な手法により徴収率の向上に努力されていることを評価いたします。

税は、町政運営の自主財源であり、公平性の確保の観点からも徴収率の向上に努めたいであります。

財政状況では、健全化判断比率の低下や財政調整基金の残高の増加など、財政健全化に向けた兆しが見える一方で、役場庁舎建設工事等に伴う公債費の増加、町立国保病院の経営健全化などの課題もあることから、引き続き、歳入の確保と歳出の削減に努め、

基金の確保にも十分留意され、健全財政の堅持に努力を願いたいと思います。

以上で報告を終わります。

●議長

ご苦労さまでした。

---

(広報常任委員会)

(10時07分)

●議長

引き続き、広報常任委員長、4番、遠藤議員。遠藤議員。

(広報常任委員長 登壇)

●4番

広報常任委員会よりご報告いたします。

委員会開催日、6月20日、7月10日、7月18日、7月28日の計4回の委員会を開催し、議会だよりの紙面の編集・校正等について検討し、8月15日には議会だより第40号を発行いたしました。

以上、報告といたします。

●議長

ご苦労さまでした。

---

4. 例月出納定例検査報告

(10時08分)

5. 令和6年度補助団体監査報告

●議長

次の例月出納定例検査報告及び令和6年度補助団体監査報告につきましては、書面報告のとおりですので、ご了承をお願いいたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

以上で、議長諸般報告を終わります。

●議長

日程第4、行政報告を行います。町長。

（町長 登壇）

●町長

おはようございます。

令和7年第2回定例会以降の主な事項について、ご報告を申し上げます。

初めに、総務課関係であります、7月14日から22日まで、夏の全国交通安全運動が行われ、延べ107名の町民の皆さんのが朝の街頭啓発にご参加をいただきました。こうして日頃から多くの町民の皆さんに交通安全運動にご協力をいただく中で、交通事故死ゼロ連続日数が1,900日を達成しております。今後も2,000日を目指して、より一層交通安全意識の高揚に努め、事故の無い安全なまちづくりに努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、企画財政課関係ですが、本年度も空知地方総合開発期成会の要望活動を行ってまいりました。

7月14日には、北海道知事及び道議会に対して、また7月30日から31日には、道内選出の国会議員、各省庁に対し、令和8年度予算編成に向けて、国と地方が一体となって進める「地方創生2.0」の推進、地域医療の経営基盤の安定化に向けた地方財政の充実強化や、全国にスタンダードとなってきております子ども医療費や保育料無償化などの子育て支援策の拡充、さらには、物価高騰や労働力不足、備蓄米の供給など不安定な農業情勢に対する各種農業政策の充実等々、空知地方の広域的な課題について強く要望を行ってまいりました。

7月8日から7月18日までの期間に行った「ないえの日ウィーク」では、今年も札幌国際情報高等学校吹奏学部SIT Bandのダンプレによりオープニングを飾っていただきました。小学校と中高生を対象とした芸術鑑賞会と一般の部の鑑賞会の3部構成で行われ、町外からもたくさんの方が訪れていただきました。

また、7月18日「ないえの日」当日には、3月に行われたチャレンジコンテストで特別賞を受賞した「日本一長い夜市」のアイデアを基に「みなくる夜市」を開催いたしました。あいにくの天候ではありましたが、ズドーンジョッキを使ったゲームやネイル体験、台湾式占いなどの体験コーナーやキッチンカーの出店もあり、会場となった「みなくる」には約150人の来場者でにぎわいを見せ、「みなくる」の閉館時間を延長した21時まで多くの方がイベントを楽しんでいただきました。

また、報告書には記載されておりませんが、8月16日には、町の助成事業であります、まちづくりチャレンジ事業を活用した実行委員会主催の子ども盆踊りが開催されま

した。今年は新奈井江音頭を再興させる挑戦もあり、6月から町民に広げながら踊りの練習を重ねてきたと聞いております。当日は子どもから大人まで世代を超えて楽しむ姿がとても印象的で、思い出とともに心に残る1日になったこと思います。

産業観光課関係では、8月18日に農業委員会の水稻作況確認を同行させていただきました。

令和7年産の水稻は約1,202ヘクタールで作付されており、品種別では、「ゆめぴりか」が47%、「ななつぼし」が25%、「きらら397」が13%の作付割合となっております。

天候については、6月以降は気温も高く日照時間も十分に確保できたことから、生育も平年より早めに推移しており、町内では既に稲刈り作業、ライスターミナルの受入れが始まっているところでありますし、農業委員会としても平年作以上を見込んでいると聞いております。

また、北海道やホクレンなどで構成する北海道農産協会でも、令和7年産米の作柄について、収量は平年並、品質もよいとの認識を示しており、農家への概算払い金も「ゆめぴりか」「ななつぼし」それぞれ前年比1万2,500円増となる予定との報道があったところであります。

米価はいまだ不安定な状況にありますが、資材の高騰が続く中で、農家にとって明るい話題となっているところでもあります。

実り多き出来秋を迎え、道内有数の米の主産地として、一層の奈井江産米のブランド確立につながることを心から期待をしております。

次に、8月23日の産業まつりであります。天候が心配されたものの中で、晴天の中、約3,000の方にご来場いただきました。当日は、北海わらべ太鼓を皮切りに各種ステージイベントが行われ、祭りのフィナーレを飾る花火大会まで、会場はにぎわいとたくさんの笑顔にあふれ、盛会のうちに終了することができました。ご協力いただきました関係団体、立地企業の皆さんに心から感謝を申し上げるとともに、協働のまちづくりの広がりを改めて実感したところであります。

今後も、町内外を問わず、多くの方と関わりを持ちながら、一体感あふれるまちづくりにつなげてまいりたいと考えております。

以上、一般行政報告とさせていただきます。

### ●議長

教育長。

(教育長 登壇)

### ●教育長

それでは、教育行政報告を申し上げます。

2ページをご覧ください。

7月22日、小学校5年生に性教育授業を実施しております。今やインターネットを通じて、いとも簡単に性に関する様々な情報や動画視聴ができる状況にあり、保護者の皆さんがどう子どもに声をかけ、関わり、そして命の大切さや異性への配慮などを伝えていくのか。昨年になりますが、保護者を対象とする親学セミナーを企画をし、包括的な性教育の実践的な講習を行いましたが、参加者の多くが教職員となり、残念なことに保護者の参加は数名にとどまったところであります。改めて人権の向上やスマホ社会が進展する中で子どもたち自身が自らのリテラシーを向上させ、他方、自分の体や心を守ることができるよう、私を含む5人の教育委員で協議を行い、直接子どもたちが知識を習得し、自分事として考えていくけるよう、本年6月から小4から中3までの授業の中での講座開催に取り組み始めたところであります。とりわけ初の宿泊を伴う見学旅行を行う5年生には複数回行うこととして、この日の授業となったところであります。

29日から8月8日にかけて、「朝カツ with ななかま」と題し、従前、夏休みが始まる3日間だけを実施していた朝活授業を今年度も9日間にわたって実施をし、毎日100名を超える児童が参加しております。

夏休みの課題のほか、北海道教育大学岩見沢校にある芸術・スポーツ文化研究所や、新たに奈井江町と包括連携協定を結ばさせていただいた北海道科学大学による特別授業のほか、3日間にわたるプログラミング授業を行っております。

また、プログラムの前日には、北海道住電精密株式会社を子どもたちが訪問をし、同社の社員がプログラムによってロボットアームを動かしながら製品を製造している現場を見学し、また体験をさせていただいているところです。

プログラミングは、単にゲームを作る、遊ぶということではなく、令和の時代にあっては、ものづくりの基礎となっていること、また、少し大げさになるかもしれません、プログラミングを習得することによって、地元立地企業での就職などキャリア教育という点も包含する4日間にできたものと考えているところであります。

最後にもう1点、報告書には記載がないのですが、全国学力学習状況調査の正答率について、奈井江の子どもたちと全国との平均値との比較について報告したいと思います。

奈井江中学校においては、依然数学で3ポイントほどの乖離が生じているものの、国語では全国との差が0.3ポイント、奈井江小学校では国語が1.8ポイントの差がついているものの、算数では4ポイント上回っているという結果となりまして、GIGAスクールや算数の取り出し授業、そして「ななかま」での学習効果を実感しているところであります。

なお、本調査は同じ子どもを追跡調査しているわけではないので、単純に昨年との比較をして一喜一憂するということはありませんが、調査結果から見えてくる傾向だったり、その対策について各学校でしっかり分析を行い、今後の学校経営計画に反映していきたいと考えているところでございます。

以上、教育行政報告といたします。

## ●議長

以上で行政報告を終わります。

---

## 日程第5 町政一般質問

(10時19分)

### ●議長

日程第5、町政一般質問を行います。

質問は、通告順といたします。なお、質問は再々質問を入れて30分以内でお願いをいたします。

---

### (1. 3番篠田議員の質問・答弁)

(10時20分)

### ●議長

3番、篠田議員。篠田議員。

### (3番 登壇)

### ●3番

それでは、一般質問をさせていただきたいと思います。私は町長に大綱2点、質問をしていきたいと思います。

まず1つ目は、町の経済状況等についてでございます。

当町の人口は町ホームページで公表されている数値を見ますと、3月末時点での数値ですけれども、令和5年が4,933人、令和6年は4,776人で、前年と比較いたしますと157人の減。令和7年は4,663人で、これも前年対比ですけれども、113人の減となっております。毎年100人近くの減少となっている状況でございます。

このような中、2年後には奈井江と砂川の火力発電所が廃止されます。

これまで当町経済の支えであった一つの経済基盤が無くなることは大きな損失であり、毎年100人近くの人口が減少している中で、北電関連企業の廃業等はより人口減少を加速させ、町税の減少など町全体の経済にも大きな影響を及ぼします。

過去に炭鉱の閉山を迎えた激変期に歴代首長は、企業誘致や地場企業によるインフラ整備を国や道への要請に邁進し、火力発電所や釜屋電機株式会社、北海道住電精密株式会社さんを誘致し、今日の経済基盤を構築してまいりました。現在も誘致企業や地元企業が町の経済の支えとなり、雇用の確保にも努められております。

1点目は、猛暑と不安定な世界情勢の影響や、円安、賃金上昇など複数の要因による原材料費等の上昇が生じている状況の中で、立地いただいた企業や地元企業の近況、経営状況についてお伺いしたいと思います。

2点目は、今後の町の経済や雇用について、今年の6月10日に、奈井江町経済団体、奈井江町商工会さん、そして新砂川農業協同組合さん、奈井江建設協会の三者から議会に要請書が、奈井江町商工会長それと奈井江建設協会会长が持参し提出をされました。

この要請書は奈井江町地域経済及び雇用維持に関するものであり、町が北海道電力株式会社さんと令和7年4月25日に提携した脱炭素社会の実現及び地域活性化に向けた包括連携協定の連携事項にも関わり、経済団体の皆さんのが要望事項でもあります。

町議会はこの要請を受け、今後のまちづくりに重大なことであると全員協議会で判断し、議会懇談会として経済団体の皆さんとまちづくりの情報交換を7月17日に開催したところであります。

町にも同様の要請書が持参提出されていることと思われますが、町の対応はどうされているのかお伺いしたいと思います。

以上、2点についてよろしくお願ひします。

### ●議長

答弁を求めます。町長。

(町長　登壇)

### ●町長

篠田議員から、町の経済状況等についてのご質問であります。

まず1点目の立地企業、地元企業の現況ということですけれども、今さら重ねてということになろうかと思いますが、長期化するエネルギー価格などの物価高騰をはじめ、気候変動による気温の上昇、そして人材の確保、また加えてアメリカの関税措置などによって、町内の幅広い業種において事業活動に様々な影響が生じているのではないかという認識を持っております。

このような厳しい経済状況の中で、町内企業の皆さんのが持続的な経営に向けたご努力、改めて敬意と感謝を申し上げたいと思っています。

町内企業の状況につきましては、担当課において、町内の立地企業への訪問また電話などを通して、定期的に業績等の課題、状況を伺っているところでありますし、人材確保についてなどの支援を行ってきているところもあります。

具体的には、会社名は申し上げませんけれども、1つの会社においては、若干の下がり傾向になって、残念ながらあまりいい方向ではないと。新製品の売り込みなど、いろんな形での経営努力をしているよということであります。

また、メーカーがやはりアメリカの関税を睨んで、発注に踏み切るのを迷っているという、そういうことの影響もあるということも伺っております。

また、ほかの社においては、ここはまた事業の対象がある程度限定されるということもありますけれども、経営状況としては横ばいを続けている。ただ、やはり物価、人件費の高騰等、売上品へのその分、価格転嫁をしっかりと行っているということが

あるようです。

また、他の立地企業については、若干マイナス傾向にあるし、何よりもこれからのアメリカ政府の関税制度の影響が出てくるだろうという認識を示しておられました。

そして、これら三社に共有するところは、やはり人材の確保が非常に厳しいということのようあります。議員からのご指摘は経済状況に対する影響ということでありますけれども、やはり最大の課題は、ラピダス、いろんなことが言われていますけれども、人材の確保、これは全国的な話でありますけれども、それが大きな課題なんだということがあつて、外国人のことも含めて、いろんな形での自社の努力があるということをお伺いをしているところであります。

また、金融機関等々また商工会等々からそれぞれ概要の意見といいますか状況を伺っておりますけれども、おかげさまで町内の中小事業者にとっては、今のところ安定的な経営をされていると。運転資金についての相談等々については、それほどない。比較的逆に言うと、これから経営の先を見越した投資的な考え方についての相談だとか、そのようなことも含めて、それぞれ自分の会社の将来を見越した経営に努力されているというふうなことをお伺いをしているところであります。

これは、今、商工業の話ですけれども、建設事業体についても、これも事業自体は結構出ているというのが公共事業等々も含めてあるんですけど、これもやはり問題は人材の確保ということが最大の課題だと思っております。

今ほど申し上げたような状況の中ではありますので、軽々に将来的にどうなる、良くなる、悪くなるという判断ができる状況にありませんけれども、しっかりと見つめていきたいと思っていますし、町としては、現在、国の地方創生臨時交付金を活用して、町の物価高騰対策としての資源、エネルギー価格の影響を受けている町内事業者に対して10万円の支援金を給付するとともに、商工会とも協議をさせていただいて、プレミアム付きの商品券の発行でありますとか、商店街の売り出し支援事業、スタンプラリー事業を実施させていただいているところであります。

町民生活や企業の経済活動への支援を行っているところであります。今後につきましても、町内企業との情報共有を進めていくとともに、商工会とも連携を図りながら、町内企業の持続的な発展に向けて取り組んでいきたいと考えております。

2点目の経済団体の要望書の対応についてでありますけれども、6月10日、町の経済団体であります商工会、農協、建設業界の皆さんから、地域経済と雇用の維持に関する要請書が提出されました。

奈井江・砂川発電所の廃止に伴う地域経済への影響に対する町の対応について、混焼炉発電所の設置でありますとか石炭の有効活用など、4項目にわたる要請を受けたところであります。

町といたしましても、発電所の廃止によって、町内の採炭事業者をはじめ、運搬など納炭に関わる関連企業の雇用、経営に与える影響は大きいものと十分認識をしているところであります。これらの要請内容に対して、北海道電力に対して口頭でお伝えをさせていただいているところであります。

既にご承知のとおり、北海道電力からは、跡地利用に関して「町に貢献できることを第一とした上で、北電事業との親和性、事業の持続性も踏まえて検討を進めていきたい」という、これは何回も私の口から包括連携協定のときに申し上げているところであり、北電の基本スタンスはこのような考え方であるということが示されているところでありますので、本年4月25日にも、そういう意味で脱炭素に関する取組のほかに、発電所の跡地利用の検討を相互に連携し、進めていくことを確認した包括連携協定の締結をさせていただいたところであります。

今後につきましても、本協定に基づき、北海道電力と奈井江町の強固な協力関係の下、本町における脱炭素社会の実現、発電所跡地の利活用を含めた地域経済の活性化に向けた取組について、定期的な意見交換を進めるとともに、地域からの要望等につきましても、北海道電力にお伝えをしてまいりたいと考えております。

しかしながら、跡地利用の検討については、実現可能な事業展開に向けた検討が着実に進めていくことが必要であり、また北海道電力として、新たな事業に対する収益性、継続性など、社会的に責任のある事業展開が必要であることから、北海道電力が主体となった検討が行われるべきであると考えております。

町といたしましても、町の振興につながる跡地利用に向けて、引き続き、必要な提言、協力を買ってまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

### ●議長

篠田議員。

### ●3番

1点目の誘致企業ですか、立地企業の方々の現況については、所管課が訪問をしながら現状などを確認をされているということですので、引き続きこの辺は、どんなことで課題になって、企業が課題として抱えているのか、行政ができる部分はやはりクリアしていくってあげなければならないと思いますので、ぜひそれは継続していただきたいと思います。

1社、砂川に土地を購入して、まだ移転まではしていないんですけども、その後の状況がどうなったのかということと、空知団地を購入していただいて、エビの養殖を、やっておられて、そちらのほうはちょっと計画を断念されて、次なるものを計画していくということで、報告は受けていますけれども、その辺の状況がどうなったのかが分かれば教えていただければなと思います。

それと2点目の経済団体からの要請の関係ですけれども、北海道電力さんには口頭で伝えたというお話ですけれども、町のほうは提出をされた経済団体との懇談というか、そういう場は設けていないということなんでしょうか。

結局、うちの町、まちづくり自治基本条例を制定しておりますよね。まちづくりの原則として、情報の共有、町民参加を掲げて、町民と共にまちづくりを進めてきておりま

ですが、今回の北電の廃止は町の経済に本当大きな影響がある事案でもあり、経済団体から出された要請書につきましても、ただ北電だけでなく町全体のことを考えての要請文でないかなと思うんです。ですから、そういう意味からいきますと、どういう話し合う場といいますか、協議する場を設けてあげるべきではないかなと思うんですけれども、その点について、再度確認をさせていただきたいと思います。

●議長

町長。

●町長

まず2点、企業に関する状況でありますけれども、これも議員の情報の中でのご質問でありまして、企業が公にしている情報ではないということを前提としたときに、軽々にこの場でお答えできることではないと存じますが、今1社目の企業さんについては、私どももずっと継続して情報共有させていただいているけれども、当面引き続きしっかりと奈井江町で事業を継続していくという意向を示していただいております。ただ、これはまさに経済活動の中でありますので、これから先いろんな形のことを模索をさせていただくのでということで、町に対しても、その場合の、こうなったときにはどんなことができますかというようなことの問合せでありますとか、情報共有、情報の提供もいただいているし、私どももそれに応える活動を現在しっかりと進めているということだけ申し上げておきたいと思っています。

2点目の工業団地に対する立地企業につきましては、これも前に、陸上養殖については残念ながら今当面断念せざるを得ないということを申し上げたと思います。その後、この企業についても、いろんなといいますか、別の事業体といいますか、運営方法を提示をしていただきましたけれども、このことについても、残念ながら周辺の自然環境だとか、いろんなところに対してかなり大きな影響がありかねないということで、私どもからの意見を申し上げました。そういう中で、改めて再検討するということでの回答をいただいております。

これについても、いずれにしても、しっかりと奈井江町での事業展開、将来に向かって考えていきたいという経営者の意向は伺っていますので、引き続き関係性を保っていくというふうに思っています。

そして、北電だけのことではないということでありますけれども、北電のことに関して、町内の事業所等々との意見交換をする場はないのかということあります。これにつきましても、もう過去何回も、それこそほかの議員さんからのご質問も含めて私の考え方を申し上げてきたところであります。それぞれの私どもが関わっている納炭業者の皆さんからの意見も私なりに聞かせていただいたりをしております。今、このことに関しては、そういう意味での懇談会を開催する考えは持っておりません。

●議長

篠田議員。

### ● 3番

最初の質問のほうは分かりました。ただ、次の再質問の部分ですけれども、確かに北電の跡地問題といいますか、そちらは大きな課題だと思いますよ。これまでいろいろな運送業やいろんな形で働いておられた方々が、今後極端な話で言ったら職場が無くなる場合もありますから、そうなってくると、当然今まで奈井江に住んでいてくれた方々が仕事を求めてよそに移っていけば、当然人口も減るし、税収も落ちる、経済も当然落ちてくるというような形で、大きな課題だと思うんです。ですから、何も北電の部分だけではなく、今後のまちづくりの部分での町の経済対策について、やっぱり経済団体も含め、いろんな方々も入ってもらっての今後のまちづくり。後期計画もつくっているから、その部分でもある程度やってはいるんでしょうけれども、議論するところは、みんなで議論をして進めていくべきかなと思います。

それと、逆に、そしたら、今後の町の経済対策というか、雇用何かも含めて、町のほうとしては、企業誘致ですか、新たな産業の創出など、どういうふうに考えて、現時点ではおられるのか、ということを最後にお聞きしたいと思います。

### ●議長

町長。

### ●町長

奈井江町における産業の振興という意味では、当然今までと同じようにといいますか、残念ながらなかなか成果は生まれていませんけれども、そういう意味で、工業団地への企業立地でありますとか、今、それこそ、共奏ネットというような媒体を使って空き店舗の対策だとか、いろんな形のものを進めさせていただいております。

北海道電力発電所、火力発電所の閉鎖、これは残念ながら、もう奈井江町については休止をずっとしてきている状況でありますので、奈井江の発電所がどうするということでの影響ということでは、もう既に7年経っているわけですから、今恐らくは砂川発電所が廃止されることによって、砂川発電所に納炭をしている業者並びにそれに関わる事業者の方たちがどうなのかということだと思います。だとすると、例えば運送業に関わっていらっしゃる方が、その運送という長年培ってきたキャリアで、奈井江町で新たな事業展開をするということについては、私は残念ながら、この人口規模の中では極めて難しいと思っています。ですから、そういう意味での事業所、それぞれのキャリアを生かした奈井江町に住んでいただいて、これからどういう形で転職をしながらということについては、非常に難しい大きな課題があろうかと思っています。

ですから、北海道電力さんに対しても申し上げているのは、奈井江町の地域の活性化、まさに議員がおっしゃったとおり、それに代わる経済行為として、奈井江町全体として経済が活性化、持続するような形での政策を展開することが必要なのかな、その思いを

まちづくり計画にも盛らせていただいているつもりでありますし、その形はなかなか難しい。今までの国が経済発展のために投資を行って、分かりやすく言うとラピダスのような形での国支援の地域活性化ということと、過疎地での活性化といったら、また今違っていると思っていますから、そういう意味で「地方創生2.0」に表れるような、そういう形での地域の活性化を目指していくことが、私は奈井江町にとって必要なのかなというふうに思っていますので、皆さんからのご意見を賜りながらその方向で進めていきたいと思っています。

●議長

篠田議員。

●3番

皆さんからのご意見をいただきたいというお話をいただきましたけれども、そういう場もできればつくっていただければなと思います。

次に、2点目に入ります。

脱炭素の取組についてということで、ゼロカーボンシティ宣言をしてから、他の議員が既に質問をしておりまして、町の取組だとか、いろいろと回答もいただいております。その分はいいです。私の質問は大きく2つに分けて質問させていただきたいと思います。

令和5年の3月にゼロカーボンシティ宣言を当町も行いました。町民の皆さんには、分かりやすく広報7月号で町が取り組んでいることや、町民の皆さんも自らできることから始めていただきたいと、簡潔に概要を掲載されておりました。

さて、最近の猛暑は、災害の巨大化、激甚化、頻発化や、さらに水不足、食料生産の低下と経済にも大きな影響を及ぼし、地域レベルでの温暖化対策に取り組むことが急務でもあります。

本年4月には国が法改正を行い、原則全ての新築住宅に省エネ基準適合が義務づけられました。昨今は原材料価格や物流費の高騰を受け、食品やサービス、電気、ガスなど幅広い分野で値上げの動きが広がっており、町民だけではなく企業も大変苦慮している状況下にあると思われます。

1点目は、国の省エネ温暖化防止と支援ツールが様々ありますが、国の法に基づき、当町は平成24年に地球温暖化防止対策実行計画（事務事業編）を策定しておりますが、民間企業も含め、国の補助事業の採択を受けるためには、脱炭素のマスタープラン、温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定が必要であります。

官民一体となって地球温暖化対策を進めなければCO<sub>2</sub>削減の目標は達せられません。これらの国の支援ツール、補助金等を受け、企業、個人も含め、町もこれらのものを活用していく方法を考えいかなければならないと思うわけなんですけれども、この策定についてのお考えをまず1点目はお伺いしたいと思います。

2点目は町有林の活用についてということで、当町の森林の現況は、自分の手元の資料には令和2年の資料しかなかったものですから、令和2年の森林調査簿によると、森

林は4,877ヘクタールで、道有林が1,331ヘクタール、大体27.3%ですか、一般民有林が3,546ヘクタールで72.7%という状況であります。

この一般民有林に奈井江町所有分が2,356ヘクタール、全体の森林の48.3%を町有林として所有しております。

ご案内のように、森林はCO<sub>2</sub>を吸収してくれます。森林を守り育てることは、カーボンニュートラルの社会の実現につながることと言われており、町としても大きな財産であると思います。

以前にも町有林の適正管理についてお伺いをしましたが、その後の状況についてお伺いしたいと思います。

以上、2点についてよろしくお願ひします。

### ●議長

答弁を求めます。町長。

### ●町長

篠田議員から2点目の脱炭素の取組ということあります。

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定してはということかと思います。

地球温暖化対策実行計画、まずこの実行計画でありますけれども、国際的に温室効果ガスの排出抑制・削減に取り組む必要があるという動きを受けて施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」、これに基づいて、地方公共団体における事務及び事業において排出される温室効果ガスの削減等の措置に関する計画として定めるということであります。地方公共団体においては、実行計画の事務事業編を定めることとされております。

奈井江町においても、平成23年に計画期間を、今議員がおっしゃったとおり、平成24年度から28年度の5か年間とした計画を策定をしたところであります。

計画の対象は、町の事務及び事業であり、その範囲が地方自治法に定められた行政事務全てとされていて、庁舎のみならず、病院や小中学校なども含むこととされています。

当町の事務事業編については、既に終期を経過していることや、対象としている施設には、役場庁舎のように新築・移転をしていたり、やすらぎの家、健寿苑のように民間への譲渡したものがあるなど、またさらには令和5年の3月に奈井江町としても「ゼロカーボンシティ宣言」を行ったということではあるけれど、今の状況を申し上げると、今の状況にあった形での改定を進めていきたいというふうに思っているところであります。

議員が指摘の区域施策編については、指定都市を除く市町村については、策定の義務づけがされてなく、中空知においても策定しているのは、新十津川と上砂川町ということであります。だからいいということではないんですけど、今の状況を申し上げると、そういうことだということであります。

この区域施策編は、行政区域内における事業所や住民等の取組も含めた区域全体の削

減計画を定めるものであって、「再生可能エネルギー導入の促進」でありますとか「事業者や住民による省エネその他の排水抑制の促進」「都市機能の集約化、公共交通機関、緑地その他の地球環境の整備・改善」「循環型社会の形成」と、この大きく4つの項目の施策と、それぞれの施策の目標を定めるものであります。

町内の事業者などにおいては、これまでゼロカーボンに関わるセミナーにも参加をしていただいて情報を集めていただくなど、個人レベルでも太陽光発電パネルを設けたりしていただくなどなど、また一部、もっと分かりやすく言いますと、北海道住電精密さんなどは、本当に新工場建設に当たって100億円の投資の中で数十億をこのゼロカーボンといいますか、二酸化炭素の抑制に向けた取組に投資をしていただいているというようなこともあります。

このように、地中熱の利用などなど、いろんな形での再生可能エネルギーの導入ということで、ゼロカーボンにつながる取組をそれぞれ頑張っていただいているのかなというふうに思っているところでもあります。

事業者などが地球温暖化防止の新たな取組を始める場合に、国からの支援が受けられるようにしておくことは重要なことだというふうにも考えております。その一つの方法として、この計画の策定を考えるということですが、計画中に定めるべき内容、例えば、再生可能エネルギーの導入促進の点では、太陽光発電や地中熱利用などの再生可能エネルギー活用以外に、奈井江町において、地場の産業から生み出される、さらには継続的に利用可能な資源の確保が可能であるのかなどなど、実効性のある計画にしなければならないというふうに考えていて、この策定について十分整理をして検討していきたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

続いての、その延長といいますか、続きだと思いますが、町有林のこれに向けた活用ということです。

森林は、木材の生産だけでなく、地球温暖化の原因である二酸化炭素の吸収をはじめ、土砂災害の防止、水源涵養、生物多様性の保全などなど、多くの多面的な機能を有しているというふうに考えております。

奈井江町の森林につきましては、奈井江町総面積の約55%を占めていて、町有林については、全森林の約半分、議員からもありました2,356ヘクタールとなっています。

また、町有林の約36%を占めている848ヘクタールについては、平成23年度から開始した分収造林契約によって、人工造林、作業道路の開設などの整備を計画的に実施をさせていただいております。

森林の整備と活用については、現在、道営事業によって整備を進めております「林道東熊見沢線」の開設と併せて、周辺の町有林の伐採、木材の活用、造林など、隣接する道有林とともに実施する計画となっていて、森林の有する脱炭素化を含めた多面的機能の持続的な発揮に向けて、着実に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

ぜひ、ご理解をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

●議長

篠田議員。

●3番

脱炭素の部分やれることから取り進めるということで、現在の行政のほうも動いてはくれていると思うんですけれど、ただ行政ばかりで動いてもどうもならない部分はあると思うんですね。やはり住民の皆さん、企業の皆さんと一緒にになって、ただ、それも財源的に国の補助や何かがあるのであれば、それを活用しながらやっていくことがもっと効果を上げていくのかなとも思います。

森林の部分でいきますと、道においても、森林吸収源の活用によるカーボンクレジット事業化を行っておりますが、これもやはり適正管理を行うことによって、このような事業も可能となり、定期的に伐採をし、その売上げで植林し、脱炭素への取組を行うという形で、1点目のいろんな部分での省エネや何かの部分の整備や何かも含めて、地域課題の解決や新産業や雇用創出等の地域の成長戦略にもつながっていくと思われます。ぜひこの部分については、研究をしながら、町民の皆さんにも活用できるような、一緒に勉強しながら取り組んでもらえるように、今後も取り進めていっていただきたいと思いますので、その点について再度よろしくお願ひします。

●議長

町長。

●町長

今ほど篠田議員から改めて計画の策定をというようなことだったと思います。

奈井江町としても、もう既に新年度予算でも計上させていただいて、皆さんもご理解いただいていると思いますけれども、少しでも脱炭素化に向けた町民の人たちへの波及といいますか、ことを考えて、リフォームに対しても、助成の項目の中にそういうことも取り入れさせていただいたり、いろんな形でできることを進めていきたいと思っています。

とりわけ新築とかリフォームを含めて、おかげさまで奈井江町の定住対策、意外と利用していただけております。そのような場合には、逆に今、法制度上も含めて、どうしてもそれを取り組まなければならないということがありますから、少しずつではありますけれども、進んでいるものというふうには認識をしています。

そして、カーボンクレジットも含めた造林の関係ですけれども、全くおっしゃるとおりで、他の市町でもクレジットを活用してということがあります。

ただ、私、これは全く私個人の今見解で、担当として検討したことではありませんけれども、奈井江町が持つ2,000数百ヘクタールの森林が持つ二酸化炭素吸収力といいますか、それがどれくらいあるのか、そこら辺を調べること自体が、実はかなり多額のお金を要することではあるんですけども、例えば、奈井江町の公共施設等々で発生

させている二酸化炭素を奈井江町の公有林がしっかりと吸収をしているというようなことの仕組み、それこそが町としての模範的な姿勢なのかなというふうに思っています。そのためには一定の撫育管理だとをしないと、古い木であれば二酸化炭素の吸収力が弱くなるわけですから、そういう意味での計画的な造林、これはこの姿勢については過去何十年も先輩たちが進めてきたことでありますので、ただ、財政的なこともあって、なかなかそれが計画的に進んでなかつたことは確かでありますから、これをしっかりと何らかの形で継続させていく、こんなことが必要でないのかなというふうに思っているところであります。

いろんな形で勉強させていただきますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

●議長

篠田議員。

●3番

まちづくり、行政ばかりが突っ走っても町民は着いてきません。町民も取り組んで、いろんな課題、みんなで話し合いながら共有して、より良いまちづくりにつながることをこれまでもしていたと思いますので、ぜひ、それは忘れないで、今後も取り続けて、そういう町民の声や何かも真摯に聞きながら行政運営に当たっていただきたいと思いますんで、よろしくお願ひします。

●議長

以上で、篠田議員の一般質問を終わります。

ここで、この時計で11時10分まで休憩といたします。

(休憩)

(11時02分)

---

(2. 1番根岸議員の質問・答弁)

(11時10分)

●議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。1番、根岸議員。根岸議員。

(1番 登壇)

●1番

1番、根岸です。通告のとおり大綱2点、お伺いしたいと思います。

まずは1つ目ですが、鳥獣害対策の現状について、町長にお伺いいたします。

環境省のまとめでは、今年4月から7月末までに、熊に襲われてけがをするなどの被害に遭った方は、長野県が13人、岩手県が12人、秋田県、福島県、新潟県でそれぞれ4人などの合わせて55人で、このうち岩手県、長野県でそれぞれ1人が死亡したことと、北海道では7月12日、福島町で52歳の新聞配達員の男性が犠牲となり、新たに8月以降では8月14日に知床半島の羅臼岳で登山中の26歳男性が犠牲となっております。

過去の同じ時期に比べると、年間を通じて過去最多の被害者数となった2023年度は56人で、今年度はほぼ同じ水準となっております。

一方で、九州と沖縄、北海道を除いた6月までの熊の出没件数は、全国で7,248件となっており、2023年度の同じ時期の5,691件より1.2倍余り増えております。このように全国的にも熊による被害が増えている現状があります。

その中で環境省は、先月29日、2026年度当初予算の概算要求を発表し、そのうち熊関連では37億円を計上したと伺っております。

自治体が専門職員を雇用する際の費用を補助するほか、防護柵の設置や、熊が人里に出てこないよう森との間に緩衝帯を設ける取組を進めるそうですが、そういったような背景がある中で、まず一つに、熊の痕跡の目撃例やその対応についてお伺いしたいと思います。

隣町の砂川市では、今年熊の目撃、痕跡の発見例が昨日時点で調べたところ101件あるということで、昨日も夕方8時頃、北光あたりで熊が国道を横断したという情報も入っておりました。

上砂川町で16件、美唄市で19件、空知管内にヒグマ注意報が出ている中で、奈井江町の熊情報は、4月9日目撃例、6月24日痕跡、7月9日痕跡、7月13日目撃の4件と近隣市町に比べて少ない状況なのですが、それ以外に公表されてない目撃例があるのか、対応についてどうなっているのか、町民も不安になっている、不安に思っている中で、そちらについてお伺いいたします。

2つ目ですが、猟友会砂川支部奈井江部会との関係性についてお伺いいたします。

昨年の7月30日に鳥獣被害対策実施隊が発足したわけですが、猟友会が参加を辞退したことを受け、猟友会に所属しない町民の方と町外からのハンターの方で構成されているわけですが、1年経過した中で、その後、猟友会奈井江部会との情報共有はされているのか、今後、実施隊に参加する可能性はないのかなどございましたらお伺いいたします。

3つ目に、そちらの鳥獣被害対策実施隊の活動状況について伺えればと思いますので、よろしくお願ひいたします。

## ●議長

答弁を求めます。町長。

(町長 登壇)

## ●町長

根岸議員から、鳥獣害対策についての3点にわたるご質問であります。

まず、今、議員からもご指摘がありましたけれども、北海道だけでなく全国において被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げたいと思っております。

本当に近隣の市町をはじめ、道内各地において、ヒグマの出没による農業被害、人的被害など、住民生活に大きな影響を及ぼす事例が発生していて、鳥獣被害の防止に向けた対応が求められている、本当にそれを痛感しているところでもあります。

奈井江町におけるということで、1点目の熊の痕跡の目撃例、その対応についての答弁をさせていただきますけれども、本町における今年度のヒグマの出没件数につきましては、8月末現在で、目撃が2件、糞による痕跡が2件、合計4件であり、昨年度と同時期と比較して、合計6件の減となっているところであります。

議員からご指摘がありました、未公表の分はないのかということですが、未公表の分はございません。全て情報をいただいているものはそのまま公表していますので、誤解の無いようにいただきたいと思います。

痕跡や目撃情報への対応につきましては、町職員と警察、鳥獣被害対策実施隊であるハンターが現地に向かい、目撃者からの状況や足跡や糞などの痕跡を確認するとともに、周辺地域のパトロールを実施しており、住民への注意喚起として町のホームページやLINEによる周知に加えて、痕跡等のあった周辺地区の連合区長はじめ、企業や学校などに周知を行っているところであります。

また、現場周辺においては、注意喚起として、のぼりや看板などの設置、必要に応じて戸別訪問やチラシの配布、広報車による周知を実施することとしております。

2点目の猟友会との関係性ということありますが、猟友会の砂川支部奈井江部会につきましては、昨年度、人員体制の問題から鳥獣被害対策実施隊への参加を辞退されたところであります。現在、奈井江有害鳥獣駆除協力会の協力を得て、本町における鳥獣被害への対策を実施しております。

狩猟者の高齢化などによる人員不足は本町も含めて全国的な課題であり、地域に根差した捕獲の担い手である狩猟者の育成・確保は、国や道が主体となって進めていくことが必要と考えておりますが、そのために先ほど議員からも指摘がありました専門職員の雇用等々に対する支援というようなこともあります、何せそれを担うべき人材が少ないというのが現状かというふうに認識をしております。

とはいながら、引き続き、そういうような状況でありますので、奈井江町としては、現在の体制による対策をしっかりと進めていくと同時に、将来に向けた町の体制につきましては、改めて現状を確認しながら検討を進めていきたいというふうに考えているところであります。

3点目の鳥獣被害対策実施隊の活動状況についてということです。

本町の鳥獣被害対策実施隊は、町職員5名に加えて、長年にわたり本町の鳥獣対策に協力をいただき、捕獲従事者として北海道知事の許可を得ている奈井江有害鳥獣駆除協力会から推薦を受けた14名を委嘱し、出没時の現地確認、巡回パトロール、追い払い、

捕獲処分などの活動を行っております。

今年度の活動状況につきましては、8月末現在で97日間、延べ212名の隊員がパトロールや追い払いを実施しているほか、ヒグマ3頭の捕獲を行ったところであります。

今後につきましても、鳥獣被害対策実施隊を中心に、警察や道、近隣市町などの関係機関と連携を図りながら、農業被害の防止、市民の安全、安心の確保に向けて、迅速かつ適切な鳥獣対策を実施していきたいと考えていますので、ぜひご理解とご協力をお願いいたします。

### ●議長

根岸議員。

### ●1番

今ほど現地パトロールなど含めて97日で、延べ212人の方が出動されていることと、熊3頭捕獲されたということもありますけれども、やはりちょっと今、熊を駆除したとなると、結構行政に寄せられるようなクレームの電話が入るということで、なかなかそこら辺の情報発信も難しい部分もあるのではないかなどは思うのですが、やはり市民としては、発見された熊が今後どうなったかというのが一番不安を抱えている部分だと思いますので、例えば目撃例、糞があった場合とかは、同一個体なのかどうかも含めて発信するような必要があるのではないかと思います。

あと、その活動の中で、直近で9月1日に改正鳥獣保護管理法が出来上がったとは思うんですが、この中で緊急銃猟という制度が定められていると思うんですが、4つの条件を全て満たした場合に銃猟の使用が可能となるということですが、熊などが人の生活圏に侵入している、侵入のおそれが大きい場合で緊急性があり、迅速に捕獲できる手段がほかになく、人に弾丸が到達するおそれがないという条件がそろったときに、発砲ができるというような形になっております。

調べたところ8月21日に、北海道の下川町で環境省主催の訓練が行われています。

高校や民家近くの河川敷にヒグマが現れたとの想定で、町職員らが住民の避難誘導や周辺の通行制限を行った後、ハンターが土手の上から河川敷に向けて射撃する緊急銃猟の手順を確かめたそうです。

8月25日には、新潟県新発田市で市職員のほか警察や猟友会のメンバーなど合わせておよそ50人が参加した訓練が行われ、人が近づかないように周囲の道路を閉鎖したり広報車を使って住民に避難を呼びかけたりするなど、一連の流れを確認したそうです。

そこで再質問なんですけれども、この緊急銃猟に関して、市町村長の判断に委ねると聞いていますが、そちらの町長としての判断基準、何か明確なものを定めているのか、また、先ほどの自治体、協力隊の方を交えた訓練等の計画等はあるのか、そちらのほうを質問いたします。

### ●議長

町長。

### ●町長

緊急銃猟に対する考え方は、まさに北海道の猟友会自体がまだまだ方向性もしっかりと出せていないくて、混乱という言葉は避けたいと思いますけれども、対応を明確に打ち出せていないのが実態かと思っています。

近隣の砂川市においても、現在、箱わなによる捕獲で1頭確保することができましたけれども、そういう意味では、駆除ということについては、残念ながら、そこまで手を広げられる状況はないのかなというふうに私は受け止めております。

近隣の市町においても恐らくそういう状況でありますし、例えば岩見沢市のようなあれだけ大きな町においても、熊に対応できるハンターが実際1名ないし本当に数名しかいないということを伺っているなど、取り巻く、仕組みとしてできたとしても、それを実施、実行するための体制というものが、バックアップ、それが整っていないというのが、実は一番大きな課題だと僕は思っております。そういう意味で、北海道知事としても明確な指針を打ち出し切れていないというふうに私は認識をしておりますので、これからは少しでもそういうものが整っていく中で、そして本当に委ねられるのか、お互いの責任だとかをちゃんと明確にしながら、基本は住民の安全、安心をどう守るかということでありますので、そういう意味でガイドラインだとかについて整えば、それを整備することに向かっていきたいというふうに思っています。

そして、冒頭申し上げたそれらの情報が同一個体なのかどうのこうのということもありますけれども、それは奈井江町において住民の居住地に出てきてというようなことと違って、私が先ほど申し上げた3頭につきましては、山のずっと奥で駆除をしたという実態でありますので、このことも含めると、全ての熊に対して、その個体検査ができるという状況には、現実的には難しいのかなと思っています。

ただ、いずれにしても、どなたかの質問で前にも申し上げたと思うんですけども、とにかく住民の皆さん少しだけ自分を守る体制を取れるための啓発を進めることと、それに対して私どもは広報し、警察からも明言をいただいているのは、とにかく広報活動なりそういうことに関しては絶対的な協力の下にしっかりとやり切るということを明言いただいているから、まずは今そのことに対して全力を尽くしていきたいと考えています。（発言する者あり）

ですから、訓練についても同じで、訓練をしていることは出ていますけれども、あの訓練が実効性があるのかどうかって、実はどこも担保されてないんですね。出たときに対する、どういう形での対応をするべきだという勉強会を北海道が主催しています。そこに対しては、うちの職員も間違ひなくしっかりと出て勉強させていただいているので、お伝えをおきます。

### ●議長

根岸議員。

### ● 1番

今ほど、訓練はある程度そういったことが固まってから考えていくということではありましたけれども、やはり昨年熊問題で奈井江町が有名になった中で、真っ先にそちらのほうを手がけていかないといけないのではないのかなと思いますし、町民のそういった注意喚起も含めて、熊に対する対応策というのを町民一丸となって考えていかないといけないのかなと思っている中で、先ほどもありました専門職員の人材が少ないとといったような話や、ハンターの担い手が少ないという話もありますし、また、猟銃の免許、散弾銃の免許を取ってからライフルが撃てるまでも10年かかるという中で、やはり地域内でもそういった人材を育てていかないといけないと思うんです。今、町民の方1人入っているような協力隊はいらっしゃいますけれども、これだけ北海道内で熊被害が出た場合、町外から駆けつけてくれるハンターも地元で必要とされてしまうんじゃないかな。もしかすると奈井江町まで駆けつけられない状態になっていくのではないかといったところも考えながら、やはり地元でそういった人材を育てていく必要はあるのかなと思っています。

その中で必要となっていくのは経験だったり知識ということで、やはり地元の猟友会との関係性というのは切っても切れない状態なんじゃないかとは思います。5年、10年後を考えた中で、これからますます恐らく鳥獣害被害、鳥獣害が増えていく中で、地元としてそういった体制をつくっていかないといけないと思うんですが、地元の人材で。そういう面では、以前もそういった質問あったかもしれないけれども、1年経過して協力隊にやっていただいている上で、そのお考え等をお聞かせいただければと思います。

### ●議長

町長。

### ●町長

地域おこし協力隊などの形で、ハンター、狩猟免許を持ってらっしゃる方を募集しているところもありますけれども、具体的にその方たちが来て、もともと関心を持って狩猟だとかやってらっしゃる方が来ているというのが、恐らく道内で3、4件報道されている中では私としては認識されています。

ただ、地元で本当にその人たちを養成するということについて具体的に進んでいるということについては、情報として承知をしていません。

何よりも、私はその当時、現場で、地元で、それにどうやって対応するかということができれば一番いいことですけれども、今、新聞だとかでいろんなところでも言われていますけれども、もともと趣味がスタートの猟友会に依存していること自体が問題なのではないかということが新聞報道だとでも問われ始めていることですね。

私は昨年、全国紙だとも、いろんなところで取材を受けたところでも、そのことも、残念ながら一切報道されておりませんけれども申し上げてきたところで、そういう体制

を組み替えなければいけないというのが私の持論です。ですから、山岳救助隊が警察の中に組織されていると同じように、北海道警察なら、そういうところの中でしっかりとチームを組んで、何かのときに支援ができる、そういうような体制を構築することこそが求められていることではないのかなというふうに思っています。

議員が心配していただくように、地元にいなからしたら、ハンターさんのところで出たら応援してくれないじゃないか。ですから 16 名もの方たちが私どものところを各地で応援してくれていますし、私としては、同時に熊が出てくるというようなことはなかなか想定しづらいのかなと思っていますので、今、私どもができる最大限の対応はさせていただいているというふうに思っています。

●議長

根岸議員。

● 1 番

今ほど町長からいただきました、猟友会に依存していく形ではなくということは、私も同じ意見ですけれども、ただやっぱりそこら辺は新しい仕組みとして、猟友会の方の意見もいただきながら、どういった形で地域の鳥獣害対策に対応していくかということを、今後、新しい形を模索していくのが必要なではないかなと思っております。やつてくれるところがあるから委託するという状況では、人材不足の昨今だと、委託先が手を引いた場合、どうしますかということにはなっていくとは思うんです。

担い手の高齢化が進んで、全国のハンター数はピークの4分の1までに減少していると聞いています。先ほどのライフルの話もありましたけれど、今育てても、ものになるまで相当な年数がかかってしまうという中で、会員の6割が今60歳以上ということもあります。目前の対策もやはり重要ですし、いつ熊が出ても対応取れるような仕組みも必要ですけれども、やっぱり数年後を見据えて、地域内でどう対応していくか、取組を模索していくことが必要なではないかと思って、強く要望して、1つ目の要望と、質問と代えさせていただきます。

●議長

町長。

●町長

再三にわたって恐縮ですけれども、地元の意見を聞いてということであります、私たちの協力会のメンバーも地元の人間でありますので、しっかりとその方たちの意見も反映させながら対応させていただいているし、先ほども申し上げたとおり、97日間にわたって現場でしっかりと対応していただいている。この人たちは、私どもにとってよりも、奈井江の町民にとって本当に協力的に働いていただいている方だと、それもいいか悪いかは別として、報酬を辞退された中で活動していただいているというこ

とを改めてお伝えをして終わりたいと思います。

### ●議長

では、根岸議員、次の質問、入ってください。

### ● 1番

続きまして、大綱2番、自治体情報発信アプリの導入についてに移らせていただきます。

近年、スマートフォンの普及に伴い、多くの自治体で独自の自治体アプリを導入し、住民への情報発信や行政サービスの利便性向上に活用している例が増えております。

特に防災情報や子育て支援、イベント告知など多岐にわたる分野で即時性、双方向性のある発信が可能となり、町民の安心、安全、利便性の向上につながっております。

本町においても人口減少や高齢化が進む中、住民サービスの質の維持向上させるためには、デジタル技術の活用は避けて通れないと考えております。

総務省、令和6年通信利用動向調査の結果によりますと、スマートフォンの普及率は、世帯における保有率は90.5%、個人保有に関しても8割を超えております。LINEに関しては、国内総ユーザー数9,800万人で、年代別利用率は10代、30代では90%以上、40代で84.3%、50代でも82%と高水準、60代は79.8%、70代でも71.8%となっております。

その中で、奈井江町でもLINE公式アカウントで情報発信をしており、ちなみにこちら、LINE公式アカウントの奈井江町の機能を調べてみました。

主だった内容は、イベントや行事の発信、先ほども質問しましたが、熊の出没状況や洪水だったりの防災情報の発信などがされているのではないかと思います。

そのほかに、LINEの画面の下に「生活と町を知る」という項目があって、「生活」の中には、奈井江町の公式ホームページ、広報「ないえ」、子育て、防災、公共交通、各種証明書、ごみ情報、新型コロナ、この新型コロナページはエラーページにはなっていたので修正していただければと思うんですが、病院休日当番員、各課の連絡先。

「町を知る」という中には、定住サポート、町の概要、観光情報、こちら道の駅とにわ山とその他の情報、ふるさと納税、イベントカレンダー、コンチャルトホール、町議会、奈井江のお米、地域おこし協力隊、SNSというような項目がございました。

メッセージの欄に捨てたいごみを入力すると、何ごみか教えてくれるようなごみの分別検索機能だったりとか、行政区、住んでいるところを登録しておくと、前日の18時に、明日は何ごみですよという、そういう発信が来るような機能もついています。

このように、公式LINEでもいろいろな機能はついているのですが、基本的には奈井江町のホームページへの誘導で、情報はその先のPDFで開くことが多いんです。ぱっと見て直感的に情報を得るというよりは、何個か手順を踏まないと情報にたどり着けません。また、LINEの公式アカウントになると、独自の機能を追加することが難しくなっており、やはりそういうツーステップ必要なので、特に高齢者の方にとっ

ては使いづらい面もあるのではないかと思います。

北海道に独自で情報発信アプリを提供している自治体が調べたところ、札幌市、旭川市、士別市、七飯町、東川町、江差町、鹿追町、釧路町、京極町などが行っております。

例えば、旭川のアプリでは、町内会役員の負担軽減や会員同士の交流促進のための電子回覧板や、町内会の活動報告、役員同士のチャットである伝言版機能などもついて、また、除雪、除排雪の情報を伝えるような機能もついております。

また、避難所、避難場所を地図で確認でき、災害発生時は、開設されている避難所の現在地からの経路を表示する避難情報機能もついています。

また、町内会をはじめとした地域の活動イベント、先進地調査報告などを紹介するギャラリー機能などもついております。

また、東川町では、観光情報や空き家・空き地情報をアプリに組み込み、定住促進や移住希望者への発信にも活用しております。

つまり、アプリに関して、町内向けの情報発信だけではなくて、町外へのPRツールにも使えるのではないかと、効果を発揮しております。

さらに、東川町では、自治体情報発信アプリとはまた別のアプリになっているんですけども、デジタル地域通貨を導入しており、観光客や町民が町内の店舗で地域通貨を利用することで、地域内経済の循環を促進しております。健康づくりや地域活動と連動したポイント還元にも応用され、アプリと結びつけることによって使い続けていただけるような仕組みとなっております。

隣町の砂川市でも、今年度から健康ポイントがアプリでためられるようになって、たまたまポイントで景品に引き換える取組も行っております。

独自の町アプリで、生活情報、観光情報、イベント情報、商業情報、空き地・空き家マップ、防災マップ、見守り、登下校管理、福祉情報など、町民にとどまらず、町外の方にも活用していただけるような総合的な情報発信アプリの検討が必要ではないでしょうか。

そこで質問に移ります。

1つ目に、今行われている奈井江町公式LINEやSNSのユーザー数と利用状況をお伺いしたいです。

2つ目に、現在、奈井江町において使用されているアプリと、行政として導入されているアプリと、今後導入予定のアプリがありましたらお聞かせください。

3つ目に、自治体アプリの導入の検討についてですが、調査研究等をされたことはありますか。お伺いさせていただきます。

### ●議長

答弁を求めます。町長。

### ●町長

2つ目が、自治体情報発信アプリの導入ということですが、すみません、前段につい

てはコメントを差し控えさせていただいて、質問に直接答えさせていただきたいと思います。

1点目のL I N EやS N Sユーザー数と利用状況についてですけれども、8月29日現在のL I N Eの登録者、このうちブロックをさせていただいたのを除いてということですけれども、1,251人となっております。

主な利用方法としては、今ほどもご指摘がありました、ごみの収集日、広報発行、議会日程などの定期配信のほか、お祭りやコンサートをはじめとする各種イベント情報、防災やヒグマ出没情報などの配信にも活用しております。

このほかにも、奈井江町に関するテレビ放送のご案内や子どもたちの活躍の紹介、迷子になったペットの情報提供など、町民の皆さんにお知らせすべき情報を幅広く発信をさせていただいているいます。

次に、公式S N Sのユーザー数ですけれども、フェイスブックが671人、Xは451人で、主にイベント情報の事前告知や活動の様子などを配信しています。

また、このほかにも、共奏ネットや地域おこし協力隊など、インスタグラムなどを活用して、イベント情報、活動の様子などを町内外に向けて発信をしています。

なお、S N Sなどによる効果的な情報発信を行うには登録者をできるだけ多く確保する必要があることから、案内カードの配布やポスター掲示などのほか、広報へのQRコード掲載を通じて周知を行っているところであります。

2点目の、現在、奈井江町において使用しているアプリと今後の導入のアプリについてですけれども、L I N Eの公式アカウントでは、「KANAMETO」と呼ばれるA S P、アプリケーションサービスプロバイダのサービスを利用して、よくある質問に対する自動応答や住民が求める情報を効果的に発信するなど、利便性の向上に努めているところであります。

このほかに当町が導入しているアプリとしては、教育委員会が導入しており、学校からの情報発信や児童生徒の欠席報告などが行える「t e t o r u」というアプリもあります。また、悪天候での警報や地震、さらに北朝鮮のミサイルなどが発射されたときなどなど、町民への情報伝達手段として登録いただいたEメールや固定電話、ファックス、L I N Eなどを、情報を一斉配信するスピーキャン・ライデンというシステムを運用しています。

奈井江町では、天候などにも恵まれ、幸いにも長期間にわたる豪雨災害などは発生していませんが、近年、線状降水帯などの極端な気象現象が北海道においても発生するリスクが高まっている状況にあることから、本年度、住民への迅速かつ確実な災害情報伝達を行うため、防災行政無線等整備に取り組んでいるところであります。

その整備においては、奈井江町役場、奈井江町体育館、公営住宅桜ヶ丘団地の3か所に高性能スリムスピーカーの設置を行うほか、日頃より町民等が使用し、かつ、指定避難所となっている公共施設、子どもたちが通っている小中学校や認定こども園などで、緊急時に防災情報の放送が流れる仕組みを構築することに加えて、緊急時に自動的に起動してプッシュ型で防災情報を発信することのできる防災アプリを新たに導入いたしま

す。

この防災アプリは、現在運用中のスピーキャン・ライデンと連動して、緊急時には自動的に起動して、スマートフォンへの文字情報、肉声、合成音声を流すことができるアプリで、他の情報と錯綜せず、防災、気象などの情報に関する町からの情報を一斉配信や地域別にプッシュ配信するアプリとする予定です。

防災情報に特化することにより、気象情報や災害状況、避難指示や避難所情報など、防災に関する緊急度の高い情報を漏らすことなく伝えることができるよう運用していくと考えています。

いずれにいたしましても、多くの方にアプリをダウンロードいただくことが重要であることから、導入後は、広報誌やホームページでの周知を行うほか、各種会議や地域での会合などに出向いての広報活動にも取り組んでまいりたいと考えております。

3点目の自治体情報発信アプリの導入の検討についてですけれども、自治体が発信する様々な情報を一つのアプリケーションに統合して運用している自治体は全国でも幾つか事例がありますが、北海道では、今、議員がご指摘ありました東川町が総合型のアプリを活用して、イベント情報や生活情報、防災情報などの各種情報の発信にも活用されているとお聞きしております。

一方で、隣町の美唄市では4年ほど前から市の公式アプリを運用してまいりましたけれども、汎用性、操作性などを勘案して、市の公式LINEを今月9月1日から機能強化して運用する方向にシフトをしたようあります。

総合型のアプリについては、様々な情報へのアクセスが向上するため、住民に必要な情報を迅速かつ手軽に届けることが可能である反面、より利便性を高めるために、各種証明書の交付申請や施設の予約など機能を拡張する場合は、既存のシステムとの連携など技術的なハードルも多くあり、システム改修費やその後の運用費など高額になることも考えられます。

また、現在、町の公式LINEにおいても生じていますが、情報の発信が多くなることで、通知を煩わしいと感じて、通知をブロックする登録者が一定数いることが課題となっています。

したがって、単に総合型アプリという形にこだわらず、真に必要とされる情報発信ツールはどういうものかということを念頭に置いて、町公式LINEなど、既存ツールの機能強化なども含めて、町からの情報発信の在り方について、引き続き検討してまいりたいというふうに考えています。

そういう意味では、それぞれが成長していることありますから、その都度その都度適切なものを安価に使うということに尽きるのかなというふうに思っています。

同時に、アプリなど情報発信ツールを提供するに当たっては、スマートフォンを持たない人やデジタルツールに不慣れな方に寄り添うことも大変重要であると考えているところであり、町では、こうしたデジタル・デバイド、情報格差の解消に向けた事業として、昨年に引き続き9月17日に「シニアのためのスマホ教室」を開催予定であり、スマホの基本的な操作方法の講座を実施いたします。

これから情報の発信手段の検討に加えて、このような事業にも引き続き取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

根岸議員。

●1番

今ほど多くのユーザー数を増やすということが課題という話もありましたけれども、例えば、そういった広報による周知以外に、この前行われました産業まつりだったり、ふれあいまつりの際に、そういったイベントを利用してLINEアカウントを登録していただく。登録していただいたら、例えば抽選の回数が増える、一口が二口になるとか、そういったような町民の方により接していただくような機会を設けていけば、もっとユーザー数が増えるのではないかと思いまして、ちょっとそちらは一つ案ではあるんですけども。

先ほど東川町のデジタル地域通貨にも触れましたけれども、奈井江町で行っている「しごとコンビニ」の報酬も、例えば、そういったアプリのデジタル地域通貨で今後払えるようになれば、町内事業所で消費されて地域経済の循環も生まれるのではないか。また「しごとコンビニ」自体、どういった仕事があるかというのがなかなかクローズで、一般事業所も町民の方もどういった仕事をお願いしていいのか、どういった仕事を受けられるのかというのが分からぬ部分もあるので、例えばそういった自治体アプリったり、LINE公式アカウントでもいいんですけども、どういった仕事があるのかみたいなのが分かるようになれば、お互い「しごとコンビニ」の利用者数も、そういったユーザー数も獲得していくのではないかなと思います。

今ほど防災アプリの件もありましたけれども、やはり単独で防災情報を間違いなく届けるというのがすごく大事だと思いますし、そのほかで教育委員会さんとしては、先ほどの管理アプリとかも運用している中で、町民の方のニーズとかも捉えて、どういった形がいいのかみたいな案をいろいろと聞き取っていく、議論していく必要もあるのではないかと思うんですけども、そういったような、例えば、アプリったりデジタルに関して、町民の意見を聞く場を設けるといったようなお考え等はございますでしょうか。質問です。

●議長

町長。

●町長

要は、議員がご指摘の最終的なところは、奈井江町の情報を少しでも広く大きく伝えてほしいということに尽きるのかなと思っています。そのために、情報伝達の仕方を町

民の声を聞いてはどうかとかということなんでしょうけれども、町民の声を聞くことで、その情報伝達の仕方が深まるのかどうか、ただ伝わっていないとか、そういうことについての認識を新たにすることはできるでしょうから、やはり最終的には、私どもだけではなくて、共奏ネットでもどこでもそうですけれども、どうやってアプリを活用しながら情報を伝達していくのかということが、恐らく議員が今私どもに求めていることかなというふうに思っていますから、いろんな形で私どもも勉強してまいりたいと思っています。

●議長

根岸議員。

●1番

そういう情報発信も大事ですけれども、やはり住んでいる中での利便性の向上だったり、そういうところにもつながってくるものだと思うんです。なので、例えば、町民の方がどういったことに困っているのか、それに対してデジタルで解決できる可能性がないのか。防災だったり、子育て、イベント情報、今も発信されていますけれども、移住定住、ふるさと納税のPRとともに含めて、健康福祉、町内会活動、行政手続も先ほどアプリのほうでという話もありましたけれども、やっぱり町民の生活を支える総合的なプラットフォームになる可能性もあるとは思うんです。

また、今後のまちづくりを考える中で、導入の是非だけではなくて、どのような形で導入していくのが最も有効かということも、町民と共に検討していくのも大切ではないのかなと思いますので、そちらのほうをご検討いただければと思います。

これで質問のほうを終わらせていただきます。

●議長

町長。

●町長

要は世の中全部、いわゆる、最近使われなくなりましたけれども、AIだとかいろんな形でICTを使ってということとアプリのことと一緒にになってご質問いただいているように思うんですけども、それぞれの担当で、それが少しでも効率化し、そのICTだとかいろんなものの媒体を使いながら、効率いい行政をする。そして、そのために、そのことが町民にとってどれだけリスクが少なく、利便性が向上するのかということは日々検討させていただいていることですし、これは引き続き一生懸命勉強させていただきます。

●議長

以上で、根岸議員の一般質問を終わります。

ここで、午後1時まで昼食のため休憩といたします。

(昼休憩)

(11時52分)

(3. 7番 笹木議員の質問・答弁)

(13時00分)

### ●議長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩前に続き、一般質問を行います。

7番、笹木議員。 笹木議員。

(7番 登壇)

### ●7番

7番、 笹木利津子です。先の通告のとおり、高齢者における健康寿命の延伸を目指した新たな肺炎死亡予防について、町長にお伺いいたします。

令和4年の総務省統計局の報告によりますと、65歳を超えると肺炎による死亡率は急激に上昇し、肺炎による死者の98%が65歳以上の高齢者であるとの数字が示されています。まさに、肺炎は高齢者の大きなリスクと言わざるを得ません。肺炎で亡くなる人は年間約7万人と推計され、平成23年には、がん・心臓病に次いで第3位になり、現在でも誤嚥性肺炎と合わせると、老衰を抜いて第3位を維持しております。さらに、平成29年、老衰とされている人の終末期の肺炎では、抗菌薬などの強力な治療は控えるとの新たなガイドラインが出され、老衰により死亡した際には、肺炎死亡ではなく老衰死亡と捉える動きが増えてきており、実際には肺炎による死亡が多いとも言われております。これらを考えると、今後の超高齢化社会を迎えるに当たり、肺炎の対策は一層重要になってくるのではないかと考えます。

そこで、奈井江町における平成29年以前、平成30年以降の肺炎死亡数、死因別の肺炎死順位がどのように推移しているのか、また今後の見込みなどをどのように捉えているのか、ご所見を伺います。

高齢者の場合、慢性的心臓疾患や呼吸器疾患、腎不全、肝機能障害、糖尿病などの基礎疾患を持っている方が多いため、免疫力の低下から肺炎などの感染症にかかりやすく、重症化しやすいのが現状です。入院治療も必要になり、退院できても介護が必要になり、医療費はもちろん、家族や介護施設、人手不足の介護人材にも負担が増えると思われます。特に、75歳以上の後期高齢者は、肺炎をきっかけに体力が低下し、介護が必要となり、亡くなることもあります。社会保障費が増加の一途をたどる中、肺炎による医療費や介護への影響も大きな問題です。

そのため、国をはじめ地方自治体では、積極的に高齢者の肺炎予防に取り組んでおり、平成26年からは、主に65歳以上の高齢者を対象に、肺炎球菌ワクチンの定期接種化

に伴い公費助成がスタートし、インフルエンザ、新型コロナの予防接種も公費助成がされております。

そこで、奈井江町における高齢者への肺炎球菌ワクチン、インフルエンザ、新型コロナの各ワクチンの公費助成の内容と接種状況をお伺いいたします。

また、肺炎を引き起こすウイルス感染症として今注意喚起されているのが、RSウイルス感染症です。このRSウイルス感染症は、風邪に症状を伴う呼吸器感染症として知られています。特に、加齢で基礎疾患がある方が感染すると、重症化して肺炎になるリスクが高まります。日本では、毎年60歳以上の成人・高齢者において、約70万人がRSウイルスに感染・発症し、そのうち約6,300人が入院、約4,500人が死亡していると推計されています。つまり、発症した方の約10人に1人が入院し、入院した方の約15人に1人がお亡くなりになっている状況です。

また、このRSウイルス感染症は、インフルエンザと比べると、その重症化のリスクは、実はインフルエンザと同等もしくはそれ以上とされています。特に、肺炎を引き起こすリスクは、RSウイルスのほうが高く、入院期間も長くなるとの報告もあります。

しかしながら、RSウイルス感染症について知っている人は非常に少ないというのが現状ではないでしょうか。今までのインフルエンザや新型コロナのように、感染予防するワクチンや感染したとしても治療薬がないことから、病院、クリニックで検査されないことも多く、RSウイルスに感染していることはほとんど知られていません。適切な診断の機会もなく、肺炎に至る原因、感染症としては見逃されてきたウイルス感染症といっても過言ではありません。

そのため、厚生労働省では、医療ニーズと疾病負荷等から、開発優先度の高いワクチンとしてRSウイルスワクチンを位置付け、内閣官房のワクチン開発生産体制強化戦略としても、重点感染症として開発を支援るべきワクチンとして位置付けられておりました。そして、昨年、既に報道などで取り上げられておりますが、令和5年9月に、世界初の成人・高齢者向けのRSウイルスワクチンが日本でも承認され、昨年1月から接種可能となっています。

感染予防という選択肢ができた今、まずは疾患について考えていただくために、疾患認知が必要だと考えます。奈井江町における肺炎予防の一環として、肺炎球菌、インフルエンザ、新型コロナとともに、RSウイルス感染症についても、疾患の周知と成人・高齢者における感染予防への注意喚起をぜひ行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

こうした背景を受けて開発・承認されたRSウイルスワクチンですが、60歳以上の成人・高齢者において、発症予防効果は82.6%、基礎疾患を併存する患者においても有効率94.6%と報告されております。また、その効果は約2年持続されます。ただ、接種費用は2万円以上と高額なワクチンです。2年に1回の接種で効果が期待できますが、現段階では任意接種のワクチンとなるため、接種するには全額自己負担となります。国としても重点感染症と位置付け、開発優先度が高いワクチンとして開発されたワクチンで、既に道内では6月30日現在、7つの自治体で公費助成が導入されており、

来年度においては、道内 20 自治体程度が検討段階に入っているという情報もございます。高齢者の肺炎死亡を予防していく観点から、少しでも接種しやすいよう、奈井江町といたしまして半額程度の公費助成を検討していただきたいと思いますが、高齢者の肺炎死予防について、4 点、町長にお伺いいたします。

●議長

答弁を求めます。町長。

(町長 登壇)

●町長

笹木議員から肺炎死予防のことについてのご質問であります。

医療の進歩、公衆衛生の改善、健康意識の向上、栄養状態や環境の改善などから平均寿命が延びて、現在人生 100 年時代と言われて超高齢社会を迎えており、そんな中で、やはりいつまでも健康で自立した期間としての健康寿命の延伸は非常に大切であると思っています。

そして、人口動態統計における死因順位については、様々な医療・社会環境と関連して変動があって、肺炎については、死因順位の上位を占めていることから、それらの対策も非常に重要であると認識もしているところであります。

1 点目の当町における平成 29 年以前、また平成 30 年以降の肺炎死亡数、死因別順位の推移ということ、そしてこれからの見込みということですが、肺炎死のカウントの仕方が変わったということでのご指摘だと思うんですけれども。平成 29 年以前については、平成 25 年から 27 年、8 人から 10 人ぐらい、死因順位は 4 位、平成 28 年と平成 29 年は 5 人で、順位は 5 位となっております。また、平成 30 年以降、令和 5 年までは 3 人から 4 人で推移をしていて、おおむね 5 位、6 位の死因順位となっております。令和元年だけが 10 人ということでちょっと飛び出した状況で 4 位でありますけれど、平均的にはそんなことなのかな。

毎年肺炎による死亡はありますけれども、奈井江町のように小規模自治体では、今ほど申し上げました数人の動きでその年の死亡率が変動することから、10 年間の死亡数の累計に年齢調整等を加えて計算される標準化死亡比により、死亡が多いか否かを判断することになります。それで、平成 25 年から令和 4 年分について、全国の肺炎の標準化死亡比を人口 10 万対 100 として、北海道が 97.9 であり、奈井江町は 78.5 と、そういう意味では低い値を示しております。

また、今後の肺炎による死亡の見込みといたしましては、標準化死亡比が低い状態ではありますが、高年齢化が進むことから、今後も当然一定程度の死亡は続くものと見込んでおります。

2 点目、高齢者への肺炎球菌、インフルエンザ、新型コロナの各ワクチンの公費助成内容と接種の状況です。

令和7年度の助成額については、高齢者肺炎球菌ワクチンは5,000円、インフルエンザワクチンは1,600円、新型コロナワクチンは1万300円としております。いずれの予防接種も、生活保護世帯は全額助成としております。

接種状況につきましては、肺炎球菌ワクチンは、令和6年において接種対象の経過措置期間が終了して65歳のみが予防接種対象となったというような状況の中で、接種率は25.6%ですが、平成26年開始当時に国が示した5歳刻みの対象の範囲を拡大をして対象枠を広げて開始をした効果があって、この10年間で65歳以上の約87%の方が接種済みとなっています。インフルエンザワクチンは、例年43から49%、新型コロナワクチンは、昨年度からB類疾病として定期接種化されておりまして、19%となっております。

3点目の感染症について疾患の周知、感染予防への注意喚起、議員の言葉で疾患認知を進めるべきということがありましたけれども、そういう意味での感染症の蔓延予防、肺炎予防の一環として、例年、感染症が蔓延する前に予防接種の案内とともに、それぞれの疾病や予防方法などを周知して注意喚起をしているほか、感染動向等に沿って、各種保健事業、介護予防事業などで注意喚起を行っているところであります。

RSウイルス感染症については、疾患名は知っているものの、その感染経路や症状、重症化のリスク、予防方法などを認識している方が少ないという調査もあることから、今後、他の感染症同様に、手洗い、うがい、マスクの着用など、基本的な感染症対策や免疫を高める生活習慣も併せて周知して、注意喚起を強化してまいりたいと考えております。

最後になりますけれども、RSウイルスワクチンについて公費助成を検討すべきということではありますけれども、高齢者のRSウイルスワクチンが令和5年9月に薬事承認されました。国の厚生科学審議会では、高齢者のRSウイルス感染症は、感染症発生動向調査の対象外でありまして、一部の治験はあるんですけども、重症化や死亡についての治験が限られているという状況のようです。疾病の蔓延状況、重症化に関するデータが不足しているということから、RSウイルスの定期接種化を検討する上で、今後必要な情報収集を行っていくこととなるものと思われます。

奈井江町におきましては、今後も国の動向を注意していきたいと思っていますし、定期接種化された場合については、当然、当町としても接種費用の助成を検討してまいりたいと考えております。ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

笹木議員。

●7番

質問に対して、今ほど町長から細かくデータを出していただいて、ご返答いただいたところであります。

たまたま、平成23年の奈井江町の死因別という部分で、私も調べてみたんですけど、何といっても一番多いのが悪性新生物、がんです。これが27人、心疾患・高血圧19人、老衰12人、脳血管疾患が8人、それで肺炎が3人というような数を認識していたところです。

今ほどの質問でも申し上げましたが、今現在、道内で7自治体が公費助成を行っているというところであります。神恵内村の全額助成を除いてですけれども、人口が少ないという部分もあるうかと思うんですが、約大体が半額の助成を行っているようあります。

今、町長の答弁にありましたけれども、まだ国としてなかなか定期接種に踏み込むまでデータがそろっていないということでしたが、そこは私自身の勉強した中での認識とは少し違っていたのかなと思っています。

まず、2021年の状況ですけれど、RSウイルスの国内での発症が69万7,000件、そのうち入院が6万2,000件、院内死亡数が4,400人、これは国内という数字ですけれど、60歳以上の成人における高い医療資源利用率と大きく関連しているんだなというふうに私自身は捉えております。

それで、町で出した試算等、出していただいているかどうかは分かんないんですが、あくまでも政府の統計を見ますと、奈井江町での60歳以上の人口が約2,700人として、RSウイルス感染者が約105人のうち、入院患者14人という数が出てきました。また、この入院患者数における医療費は、14人で約817万8,000円、退院後の介護ケア等は、ある意味高額な介護ケアの費用がここで発生するのかなと思います。

ここで、町として重要なのが、公費助成に向けた予算規模の部分が、これもまたすごく大きな課題だと思っています。現在の公費助成を実施している自治体、事業予算ですけれど、調べたところ、おおむね1%で計上しているというか。そこで、奈井江町の事業予算を試算してみましたが、接種率、仮に1%として、60歳以上では接種費用が34万3,000円、事業予算試算が17万1,000円、65歳以上になると、接種費用が30万4,000円、事業予算試算15万2,000円。この1%の事業予算は、私個人的に考えるに、先ほど町長もおっしゃいましたけれど、このRSウイルスって認知度がまだまだ本当に低いんです。その中で1%の公費助成をしつつも、今現在やっている自治体は、多分啓発促進を促すという目的もあるのかなと、これは私のあくまでも個人的な見解ですが。

もう今まで何点か、質問になったかならないか分からぬでありますけれど、特に公費助成の部分、それと一点、今ほど町長の答弁にありましたが、国の動向を注視して。国の動向を注視するというのは、私、前に帯状疱疹ワクチンの1回目の質問のときに、町長から、この国の動向を注視して検討してみますという答弁をいただきました。2回目に質問させていただいたときに、まだこれ国は定期接種にはなっていなかったんですけど、その定期接種の前に町として公費助成を実施していただいたことがあります。

ただ、私思うんですが、国の動向を注視してと、これはもう三本町長に限らずです。例えば、どこの首長も、公費助成の質問なり各議員がしたときに、まずは国の動向を注

視してという答弁があらあらたくさんあるんです。でも、この国の動向を注視してというのは、これは本当に私の個人的な見解ですけれど、そう言っているんだから、本当に安全性とか、全てのものが担保されていないのかなと思わなくもない、町民の方がですよ、思わなくもないのかなと。住民に対して安全なものではないという誤解を招くこともあるのかなというのが、この国の動向を注視してという中で、私が個人的に今まで感じてきたことです。

2回目の質問になりますけれど、町長、答弁をお願いしたいと思います。

●議長

町長。

●町長

褒めていただいているのか、もうちょっとちゃんとチャレンジしてと言われているのか、何か難しいところなんですけれども、まさに帯状疱疹ワクチンについてはそのとおりでありますし、帯状疱疹ワクチンに対する接種を、国が決定する前に各種専門の医師会だとかがかなり啓発運動をしたということも承知しているところの中で、認知が進んだのかなというふうに思っています。

ただ、私ども行政の立場で本当に慎重な話をしなければならないのは、例えば子宮頸がんワクチンとかのときに、子どもたちに小さいときからワクチン接種して、途中で副反応みたいなのができて、一時止まったじゃないですか。そういうことも含めて、やはりそういうことも含めて慎重な発言をせざるを得ないということは、まずご理解をいただいておきたいなというふうに思います。

それで、先ほどちょっと答弁の中で、重症度に関するデータが不足しているというようなことを申し上げましたけれど、これは、まさに定期接種化するためのデータとしてのものが少ない。重症化するということについての症例はいっぱい出てきているのも承知していますし、今年の夏だったと思いますけれども、子どものインフルエンザが非常に全国、6、7月頃にはやったときに、小児科の先生がテレビでのコメントですけれども、まさに普通のインフルエンザと違って、ひょっとしたらRSウイルスに感染しているのかもしれないみたいなことがあって、なかなか見えないんだよねと発言をされていたのが僕は記憶にあるんですけども、そういう意味で、先生方にとってもこのRSウイルスの感染症ということが、そんなに一般的になっていたかった時期があったのかもしれない。要は、そういういろんな状況の中で、しっかりと判断していかなければならないのかなという思いが一つあることと。

今、これは全く素人である私として、いろんな予防接種、疾病予防に対する対応というのがあるんだと思うんですけども、それは、その中でどれを優先すべきかということで、やはりそれぞれ関わっている人たちが悩みどころもあり、例えば、我が奈井江町であれば、多くの保健師さんたちが子育て支援だといろいろなことをやっていく中で、ワクチン接種一つを取っても、子育てだったらこのワクチンを先に優先すべき、高齢

者に対するものだったら、全体としてはどうなんだとか、そんな議論をやはりしっかりと、まだ単独でやるとしたら、なおさらのことながらそういう中で優先できるものもしっかりと検討しながら進めていきたいと思っています。決して後ろ向きな考えを持ってはいませんけれども、そういうことも含めて、もう少し時間をいただきたいと思います。

●議長

笹木議員。

●7番

帯状疱疹のお話も出ました。ここ本当2か月ぐらいの間に、奈井江町内の知り合いに帯状疱疹2名、1人は2回目なんだそうです。昔に1度なっていたんだよね。2回目帯状疱疹になって、1回なったらならないと思っていたと、彼女は言っていました。でも、そうじゃない。だから、本当にたくさん啓発もしていただいているんですけども、町民一人一人がこのワクチンをどれぐらい認知して大事だと思っているのかなというのが、もう本当に残念です。

私自身、ワクチンという言葉は、新型コロナが猛威を振るった、あのときから特に身近に感じた言葉です。ワクチンという言葉。それまでインフルエンザはもう聞いていましたし、私自身も接種もずっとしてきたんですけど、どこかでワクチンというのは、小さな子どもが受けるものという認識が強かったです。近年では、高齢化社会になって、高齢者の健康を守る、また併せて医療費、また介護費の削減につなげるなど、たくさんの目的で、様々なワクチンができてきました。

ただ、ここも少し私も勉強不足だったのかなと思うんですが、大事なのは、いずれのワクチンも厚労省が定める臨床試験を経て、有効性、安全性が確認されて発売されているワクチンであるという認識がありました。今回も任意接種への助成を求めているので、できれば国の定期接種と切り離して、奈井江町独自で検討を進めていくべきではないかなという思いで、今回の質問にさせていただいたんですけれど。

最近、風邪症状で検査をしても、インフルエンザでもなく、コロナでもないと診断された方がいます。でも、なかなか治らなくて、調子が良くなるのに3週間ぐらいかかりましたと言っていました。このようなケースの中に、重症化のリスクの高い、今ほどずっとお話しさせていただいたRSウイルス感染症の方がいるかもしれないんだなという、今回勉強してすごく思っているんです。

今、町長もおっしゃいましたけれど、健康寿命を延ばすというのは本当に重要あります。それが、この新しいワクチンができるのであれば、積極的に取り組む価値ある政策だと思っております。

最後に、町長のご見解、いま一度お伺いしたいと思います。

●議長

町長。

●町長

覚悟までは行きませんけれども、しっかりと受け止めさせていただきたいと思っています。

繰り返します。本当にそのとおりだと思っています。でも、今、例えば胸が苦しくなってといったときに、これはちょっと話を大きくし過ぎたら怒られるかもしれませんけれども、私どもが、今、医師の確保だといろいろなことの相談で札幌の北海道大学の先生方にご相談に行ったりするときも含めてですけれども、やはりなかなかそれを、専門性が高くなっているために、なかなか総合的に判断をして、ひょっとしたらこれは肺炎なのではないかという、とりわけ呼吸器に関してですけれども、診断を下せる医者、要は呼吸器の医者というのが極めて少なくなっているということです。そういう中で、とりわけコロナの判断をすることもそうですし、RSウイルスの感染症のことも診断する数が少なくなっている。かかりつけ医と言いながらです。そういうことがあったり、そしてその検査を一つ取るについても、その試薬を一つ取っても、非常に今、そういうレアであればあるほど高額であるがために、そういう、逆に治療のということではなくて、診断をするための試薬だといろいろなこと自体が高額になってきているというようなことも含めると、なかなか現場としても難しい課題があるということを時々聞かせていたいっています。

いずれにしても、本来であれば、私どもの奈井江町立病院なら町立病院、そして、まさに私どものセンター病院である砂川市立病院なり、関係する医療機関が、開業医の先生も含めて、提供している体制の中で取り得るケアといいますか、体制をしっかりと進めていくため、そしてそれに向かうための予防接種を含めた体制ができるとするならば、当然のことながら全体の予算というのはありますけれども、やはり子育て支援でありますとか、そういうベースのところをしっかりと押された上で、予算措置をしていくべきだと私は思っている。その覚悟だけは申し上げて、答弁とさせていただきます。

●7番

終わります。

●議長

以上で、笹木議員の一般質問を終わります。

---

(4. 4番遠藤議員の質問・答弁)

(13時31分)

●議長

引き続き一般質問を行います。4番、遠藤議員。遠藤議員。

(4番 登壇)

### ● 4番

私は、地域交流センターの管理運営について町長にお伺いをいたします。

私は、これまで道の駅内の事業所などに何かとお世話になり、この11月で27年目を迎えます。この間、ここを利用される町内外の多くの方や観光客の方々などから、良き評価や、また時には通りすがりに聞こえてくる切ない声、多くの声を聞いてきました。町の顔となるこの道の駅が、もっと多くの方に親しまれる場でなくてはなりません。指定管理者制度の導入に当たっては、民間事業者の持つノウハウや様々なアイデアを生かすことでの活性化、にぎわいが図れるものだと思います。また、見て楽しむ、食して楽しむ、心癒される、そんな拠点でもあってほしいと願います。

近年、道の駅の在り方も変わりつつ、非常時に道路利用者の安全、安心を確保するために、広域的な防災拠点に道の駅が位置付けされ、本町の道の駅も採択されました。現在は、本体部分には防災に関するパネルが展示され、啓蒙・啓発を行っています。本町の道の駅は、令和5年第4回定例会において指定管理者の指定を受け、賛成多数で可決されました。事業計画には、事業者の様々な思いが盛り込まれ、雇用の確保と町のにぎわいとPRなど、多くの内容が明記してありました。

そこで、質問の1つ目として、事業計画の検証と結果はどのようにになっているかをお伺いいたします。

質問の2つ目として、いま一度、本体部分の運営の在り方をしっかりと考へるべきだと思いますが、特に2階フロアの管理がなされておりません。今後もこういった状況が継続していくのかをお伺いいたします。

質問の3つ目です。指定管理者制度では、民間事業者の創意工夫が最大限に生かされ、地域経済の活性化が図られるものだと思いますが、この制度の利点を生かした運営について、町長はどのように考へるでしょうか。お伺いいたします。

質問の4つ目、現状を見ると、一番重要な本体部分では、町民が期待する施設になっていない。今のままで、果たして制度の導入が必要なのかと思ってしまいますが、将来的に町が管理運営を行うことについて、町長はどのように考へるのでしょうか。

4点についてお伺いをいたします。

### ●議長

答弁を求めます。町長。

(町長 登壇)

### ●町長

地域交流センター、道の駅についてということです。

平成7年に開設をしてから30年が経過をして、近年開設された道の駅との比較をすると、地域振興施設の規模が小さく、また今後における施設の老朽化などへの対応など

様々なものがあると認識をしています。このことについては、過去の議会で、私が元々出来たときの経緯も含めてお話をしたと思いますし、まさに、今、議員が発言されましたとおり、求められる形が変わってきているということも認識をしております。ただ、それであるがゆえに、これからどのような形で道の駅が、それぞれの持っている道の駅が、それぞれの地域の中でどういう役割を果たしていくのかということが基本になるのかなというふうに思っています。全てが経済的な波及効果だけを求めているところが、たまたまいいろんな形で報道されていますけれども、私どもがスタートしたときの理念、交通の安全だとかいろんな形のものを担保するということについては、今その役割についてはまだしっかりと果たしているのかなというふうに思っていますが、そういう思いも含めて今答弁をさせていただきたいと思います。

今ほども申し上げましたけれども、国が道の駅に求める機能は、制度創設時の通過する道路利用者へのサービス提供の場から、地方創生、観光を加速する拠点へと変化をしてまいりました。また、近年多発している災害に対応するための防災拠点化も進められているところでもあります。

本年の5月には、本町の道の駅について、国土交通省が指定する全国79の防災道の駅の一つとして追加選定をされて、今後最大5か年間にわたって国からの重点的な支援を受けながら、広域的な防災拠点としての機能を進めていくことになったところであります。

1点目の事業計画の検証結果についてですけれども、公募時に提出された管理業務・自主事業の計画につきましては、毎年度、指定管理者選定委員会において、利用状況や収支の状況、計画の実施状況などについて評価と課題整理を行っており、これまでおおむね適正な管理が行われてきたものと考えているところでありますが、各種報告等において業務の改善が必要と判断した場合については、町と指定管理者が協議の上、改善を求める事となっております。

2点目の現在の状況についてですが、施設本体の運営につきましては、1階のふれあいホールに町内の社会福祉法人がテナントとして喫茶等を運営しており、また、伝承室については、防災道の駅に選定されたことに伴い、防災に関するパネルやサイネージを設置し、周知・啓発等のスペースとして活用しており、昨年度まで行っていた地場産品の販売については、以前より商品の管理や選定、販売員の配置等の体制に課題が生じていたことから、現在販売を停止しているということあります。

また、2階の学習室には、キッズスペースとともに町内企業から寄贈を受けました古民家を配置し、無料休憩所として使用しており、イベントの際にはワークショップなどの会場として活用しております。

道の駅における地場産品の取扱いについては、指定管理公募時における施設の管理運営基準（要求水準書）に明記されている項目であることから、町と指定管理者双方が課題と認識しており、現在より効率的な販売方法等について、指定管理者において検討を行っているところであります。

3点目の指定管理者制度における利点を生かした運営についてです。

本町の道の駅については、平成17年度より指定管理者制度を導入しておりますが、冒頭に申し上げたとおり、近年開設した道の駅は、施設の大規模化・商業化が進められており、制度当初に開設した奈井江町の道の駅は、施設の規模や構造など限られた環境の中、指定管理者において多様化する利用者のニーズに応えるため、運営に努めていただいたいところであります。

今後につきましても、民間団体のノウハウや企画・アイデアを生かした施設運営を期待しているとともに、引き続き、町と指定管理者が連携し、道の駅の活性化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

4点目に、町が管理運営を行うことについてはどうなんだということですが、国が求める道の駅としての機能に加えて、時代とともに変化し、求められる様々なニーズに対して、町民や関係団体などと共に理解と認識、そして協働の下で、利用者の目線に立った地域の活性化につながる施設として運営されることが必要であると考えています。将来的な管理運営方法も含めて、道の駅の活性化に向けて研究してまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

#### ●議長

遠藤議員。

#### ●4番

1つ目の事業計画の検証はどのようにになっているのかといったところでは、おおむね適正に行われているという町の評価がありました。

2つ目に、現状このまま継続していくのかというそういった部分では、令和5年の第4回定例会において、民間事業者が採択されましたが、定例会から3か月が経過してから、3月15日付で、自主事業の部分ではありますけれども、生産者宛てに通知が送られてきました。農産物販売事業については、人件費の高騰により従来の販売ができなくなったと、それで各自の農家さんで業務を管理してくださいというそういった通知がきました。また、それから1年が経過して翌年の2月21日付では、3月23日をもって販売を終了するとの案内が届きました。短期間の中で計画がこんなにも変更されていくということは、あり得ないでないかなというふうに思います。

事業者の自主事業の部分というのは、多くの人から評価される大きな部分であるんだというふうに思います。春に町民の方から、防災の道の駅として強調するならまだやりようもあるのかもしれないが、今の道の駅はどうしたんだと、そういった声も寄せられております。行政として施設の管理をしっかりと行っていただければ、自主事業の部分は重要視されないのかと、そんなふうにも思ってしまいます。現在の状況が、行政と事業所との間で話合いがあって、そこで出された結果が今の状況にあるのかなというふうにも思えてしまうんですけども、そこは町長にお伺いしたいなと思います。

3点目です。町が運営管理を行っていくという部分にはどうなのかなという先ほどの

質問の中で、行政としてどんな道の駅がいいのか、どんな道の駅になってほしいのか、やりたいのか、管理者任せではなくて、町もやっぱりしっかりと連携して考えていかなければ無理ではないかなというふうに思います。この町にはどんな道の駅の在り方が考えられるのか、知識や経験を持ち寄って改めて考えてみる必要があるんでないかなと私は思います。しっかり情報を収集して、町の特色を生かした施設の管理運営を私は行政に託したいなと思いますが、もう一度、ここ、町長に答弁をお願いしたいと思います。

### ●議長

町長。

### ●町長

まず、1点目の利用者というか、施設の利用者という意味での農業者の方たちとの関係ですけれども、一方的にという言葉がありましたけれども、大変申し訳ありません、そこは一方的だったのか双方だったのかまでは私どもも承知しておりませんけれども、そこがお互いの理解の下にやっぱり進められるべきだということについては、私としてはそうあるべきだというふうに思っています。

今まで道の駅が約30年前に造られて、行政がやっていく中で指定管理制度に転換したときに、指定管理者として本体以外の部分についての設備投資とかそういうものをして、今にあって、そこがそこで一定の役割も果たしているのかなというふうに思いますし、当時本体を造ったときに、残念ながらテナントとしての応募が全くなかった。その中で、あえていろんな形のものを、当時の商工会のご協力をいただきながら検討して今の形になっていて、その今の形がいわゆる現代風でないというようなことも含めて、なかなか今の指定管理者の人たちが思いどおりの経営をできないというような話も聞いております。

ただ、これはそのことを前提として指定管理をしてほしいということでお願いをしていることですので、それが、現況を透視するための理由にはならないんですけども、現状としてそういうことがあるんだということについては認識をしているところであります。

その結果として、今、物販とかそういうことでの活性化ということとはちょっと離れた視点で、道の駅の裏のヘリポート化かつ装置化をすることによって、別な意味での活性化、利用頻度を上げるというような魅力創出に取り組んでいるということは、これはこれとしてしっかりと認めていかなければならぬことだなというふうに思っています。

昨年の答弁させていただいたとおり、なかなか指定管理事業者としてだけでは、一般の中での経済的な、恐らく議員が求めていらっしゃる地元の物販だと、そういう意味での活性化ということについてはなかなか難しい状況の中で、どういうふうな形で道の駅を、奈井江町を発信するかという視点で、協力隊でありますとかいろんな人たちが知恵を出してくれて、ティラノサウルスレースは、今年はちょっとまた志向を変えるということで、規模が大きくなるので、ゆめぴりかフェスにちょっと移しますけれども、で

もリンクさせた形であそこでもイベントをやるようなことを伺っていますから、そういう意味での活性化に向けた対応をしているということも、これもまた一つの事実だということはご理解をいただきたいと思っています。

ただ、そういう意味で、どのような道の駅にすることを考えているのかということですけれども、これは、今年、すみません、いつの議会で私答弁したかちょっと忘れてしましたけれども、前にも申し上げたとおり、奈井江町が奈井江町のいわゆる特産品的なものをもって道の駅で物販をすることで集客するということについてはなかなか難しいものがあるのかなというふうに思っているのが正直な気持ちです。

逆に、地勢的な条件もあって、奈井江町の道の駅が本当に中空知というだけではなくて、災害時に防災拠点として活用するための広さだとか地域性だとかというものが非常に注目に値するということもあって、これは本当に北海道開発局がそのことを逆に私どもにも助言をいただきながら、防災道の駅として全国79の中に指定をいただいたということであり、積極的に札幌開発建設部もあるとしたら、今、5年間の間で国としてどれだけの支援ができるのか、逆に奈井江町としてもできるだけそれなりの役割を果たしてほしいよということも言わっていて、その協議を進めている。今、議員が求められたどのような道の駅であるべきかと考えているのかということに関していえば、今、私はそこのところが非常に大きな役割を果たしていけるのではないかというふうに思っています。

奈井江町の道の駅は、これは本当に利用ということであれば、決してほかのところに劣らず利用をいただいていることだけは事実ですから、本当に皆さんのが忸怩たる思いを持っているのは、せっかくのその施設をどうして奈井江町のPRだとか物産のとこにつなげていけないのかということだと思うんです。これはなかなか本当に課題が大きいと思っていますし、これまで30年掛かって、それこそ遠藤議員がまだ、私も含めて若かったときに、農協婦人部の人たちに、前にも申し上げましたけれど、5時に起きて販売をしていただいた。それも自分たちでその商品管理できないからやめてしまって、今JAの中で動いているわけですよね。そういう現実を一つずつ考えたときに、どこまでやれるのかということ、無理なくお互いにということをやっぱり、そこは本当に議員ご指摘のとおり、指定管理者と町がしっかりと協議を進めていきながらやっていかなければならぬのかなというふうに思っています。

行政がやるべきでないのかということですけれども、これは、今現在、私どもは皆さんの議決をいただきながら、指定管理者としてお願いをしている以上、今の体制でまずはしっかりとお互いにやるべきことをやっていく、そんなことで思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

## ●議長

遠藤議員。

## ●4番

道の駅が、新しく建ってやがて30年が経って、その間に、それこそ先ほど町長が言う、女性部の人たちが朝早くから野菜をちょっとあそこで売ってみようやと、そういうところから物販も始まってきたんだというふうに思うんですけども。やっぱり農家の人たちもだんだんと世代交代になってきて、当時始めた人たちが、もう体も動かなくなり高齢になってきて、そして私たちの時代になってきて、私たちもだんだんと高齢になりつつあって、またその後世にちょっとこれを継続させて、もっと楽しみを持たせて続けていければいいなという、いろんな思いで物販を楽しみにやってきた、そういう人たちが大勢いるわけで。

新規就農で来られて、今一生懸命トマトを作っている人が、ここの道の駅で、やはり自分のトマトを販売をやって喜びも感じて、道の駅があつて良かったと、そうやって思ってもらえてるということが、私一番、ああ何か嬉しいなというのか、あって良かったなというふうに思うところなんですねけれども。それが無くなつて、でも道の駅って今形態が変わりつつある、先ほど町長も言いましたけれども、変わってきて、野菜の直売から、それこそ今にかけて防災の道の駅に今度変わってきて、ヘリポートも止まれるようになってきてと、そんな話もしておりますけれど、やはり本体部分での、やっぱりにぎわいだとか、そういうところは、防災の道の駅を守りつつも、奈井江の町として何かの売りになるようなもの、やはり考えていくてほしいなというふうに思いました。

特に、共奏ネットでは、いろんな今特産品が出てきて、それを常時販売している場所が無い。これから出るであろう商品も、食べたり飲んだりする場がない。何かもったいないなというふうに思って見てます。そういうところが、今の民間の事業者と一緒に連携してやっていければ、もうちょっと本体部分でも夢が広がっていくのではないかというふうに私は思って見てます。

町の管理ですかと、町に管理を託して私はいるんですけども、今の状況、またあと3年、4年ほどですか、指定管理業務ありますから、今すぐどうこうではないけれど、将来的にそういう町がここに関わっていくということも私は視野に入れて検討いただきたいなというふうに思っています。

奈井江の道の駅は、ただ通過するだけではなくて、目的地として来ていただけるような施設であつてほしいなというふうに思います。地方創生の拠点として、将来的につながる活力あるまちづくりを進めていけると非常に良いのではないかというふうに思いました。創造のある改善を求めて質問を終わりたいと思います。

## ●議長

以上で、遠藤議員の一般質問を終わります。

これにて一般質問を終わります。

日程第6、報告第1号「令和7年度に公表する健全化判断比率について」を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

改めまして、定例会引き続き大変お疲れさまでございます。

それでは、議案書の1ページを開きください。

報告第1号「令和7年度に公表する健全化判断比率について」。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和7年度に公表する健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

令和7年9月5日提出、奈井江町長。

令和7年度に公表いたします健全化判断比率については、令和6年度決算に基づき算定され、赤字額の規模を示す実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字は生じていないことから該当なしであります。

また、公債費の負担を示す実質公債費比率については8.6%、将来における負債の負担を示す将来負担比率については71.1%であり、いずれの比率につきましても早期健全化基準を下回っております。

以上、健全化判断比率についてご報告いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

●議長

以上、報告事項がありますが、特に質疑があれば発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

以上、報告第1号を報告済みといたします。

---

日程第7 報告第2号の上程・説明・質疑

(13時56分)

●議長

日程第7、報告第2号「令和7年度に公表する資金不足比率について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

(副町長　登壇)

●副町長

それでは、議案書の2ページをお開きください。

報告第2号「令和7年度に公表する資金不足比率について」。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和7年度に公表する資金不足比率を別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

令和7年9月5日提出、奈井江町長。

令和7年度に公表いたします資金不足比率については、令和6年度決算における公営企業の資金不足の規模を示すものであり、下水道事業会計では資金不足は生じておりません。病院事業会計では資金不足率9.4%となりましたが、早期健全化基準20%を下回っております。

以上、資金不足比率についてご報告いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

●議長

以上、報告事項ではありますが、特に質疑があれば発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。報告第2号を報告済みといたします。

---

日程第8　報告第3号の上程・説明・質疑

(13時57分)

●議長

日程第8、報告第3号「令和7年度奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

(副町長　登壇)

●副町長

それでは、議案書の3ページをお開きください。

報告第3号「令和7年度奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書について」。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、次のとおり報告する。

令和7年9月5日提出、奈井江町長。

本件については、別冊資料のとおり、教育委員会からの報告に基づき提出をしております。

内容につきましては、教育委員会事務局長より説明いたしますので、ご承認くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

●議長

教育委員会事務局長。

●教育委員会事務局長

第3回定例会ご出席、お疲れさまです。

別冊にて配付しております令和7年度奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書につきまして、ご報告をさせていただきます。

本報告書は、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告を行うものであり、7月2日に開催いたしました外部評価会議における各種事務事業に対する外部評価委員の附帯した意見につきまして主だったものについて報告をさせていただきます。

1ページをお開きください。

項目1、学校教育を充実しますでは、ICT教育の推進や公設塾などについて、取組ごとに実施状況と事後評価を記載しております。

2ページ中段に記載しております外部評価会議の意見といたしましては、AI型の学習教材の活用による一人一人の習熟度に合わせたモデルの提供は、教職員や児童生徒ともに利点があって高く評価できる。一方で、表現力が求められる中、情操豊かな時期にどこまでAIを求めていくのか、漢字の書き取りなど、教科によってはノートに書き写すアナログな授業も併用してほしいなどのご意見をいただいております。

2、豊かな心と健やかな体の育成を推進しますでは、3ページにわたり、ふるさと教育や道徳教育について記載をしており、意見といたしましては、道徳教育としての自分を認め、他者を尊重することは大切であるが、その認識がまだ確立していない学齢の子どもたちには、子ども同士のトラブルを自分たちで解決できるよう、先生たちには過度な関わりをせず見守っていただく配慮をしてほしい。スクールカウンセリングでは、子どもや保護者に何げないことでも躊躇なく大いに活用してもらい、先生と連携しながら細かな対応をしてほしいというご意見をいただいております。

4ページ、3、快適な学習環境の整備を推進しますでは、コミュニティ・スクールや小中学校の学習環境整備について記載をしており、下段に記載の意見といたしましては、コミュニティ・スクールという地域と学校が共にあるという仕組みは非常に重要な考え方であり、家庭だけでは取り組み切れない面も学校や地域で補い合って社会全体で教育を進めていく事業ですなどの意見をいただいております。

5ページをお開きください。

4、多様な教育機会の支援を推進しますでは、学校間連携や就学支援、奈井江商業高

校への支援について記載しており、意見といたしまして、小学校の1日体験では、より小学校生活のイメージを掴んでもらうため、保護者と一緒に給食体験を実施してはどうか。奈井江商業高校のスキルアップ活動の支援は、生徒がこの学校を選んで良かったと思えるよう継続してサポートしてほしいとのご意見をいただいております。

6ページ、5、子どもの健全な育成を推進しますでは、芸術鑑賞会や町長と語る会などについて記載し、意見といたしまして、吹奏楽などは楽しく鑑賞することができたと思うが、クラシックなどはじめない子どもには、身近なワークショップや奏者との交流を通じた体験もあれば良いと思う。7ページをお開きください。町長と語る会は、主権者教育につながっており、自分の思いを町長に直に提案し実現する経験は大事であり、工夫しながら継続してほしいとの意見をいただいております。

6、生涯学習活動を推進しますでは、公民館活動、図書活動について8ページにわたり記載をしており、意見といたしまして、総合文化祭は個人や団体の貴重な発表の場となっており、活動意欲の向上につながる大事な取組と考えるが、盛り上げに欠ける印象も受けるので、小学生のスタンプラリーのような町民が触れ合える全体を巻き込むような取組があると良いのでは。図書事業では、小学生が読書への興味につながるワークショップやグループワーク、ビブリオバトルといった新しい取組を取り入れてはとの意見をいただいております。

7、楽しく参加できる生涯スポーツを推進しますでは、体育施設や地域おこし協力隊によるスポーツ事業について記載をしており、9ページにある意見といたしまして、コンディショニングは生活全般の質の向上につながり、企業や団体での実施は潜在的な利用者増にもつながっており、継続して普及に努めてほしいなどの意見をいただいております。

8、個性豊かな芸術文化を推進しますでは、文化ホール自主事業や地域おこし協力隊事業による音楽イベントについて記載をしており、意見といたしまして、芸術、文化は生活に潤いをもたらし、関係人口をつくっていく取組であるため、著名なアーティストのコンサートも含め、これからも楽しませてほしい。地域おこし協力隊による様々な音楽イベントは、町民の興味や動向を探りながら発想を駆使して事業を継続してほしいなどのご意見をいただいております。

以上が、令和7年度教育委員会事務事業の点検及び評価の結果報告であります。各項目における外部評価委員からいただいた意見を受け止め、今後、事業内容の充実や改善に役立てながら教育行政を推進してまいりたいと考えております。

以上、報告書の説明とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

### ●議長

以上、報告事項ですが、特に質疑があれば発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

## ●議長

質疑なしと認めます。報告第3号を報告済みといたします。

---

## 日程第9 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(14時04分)

## ●議長

日程第9、議案第1号「令和7年度奈井江町一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

（副町長 登壇）

## ●副町長

それでは、議案書の4ページをお開きください。

議案第1号「令和7年度一般会計補正予算（第2号）について」ご説明いたします。

第1条において、歳入歳出それぞれ7,815万5,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ57億6,185万6,000円としております。

第2条では、地方債の限度額の補正として、7ページ、第2表、地方債補正に記載のとおり、体育館空調設備工事で340万円、12号排水路堆砂除却工事で730万円を追加しております。

令和7年9月5日提出、奈井江町長。

それでは、補正予算の内容について、歳出より説明いたしますので、13ページをお開きください。

2款1項10目の地域振興基金では、ご寄附による積立金で112万円を追加計上しております。

下段から14ページにわたる5項1目の指定統計費、指定統計調査に要する経費では、本年度の国勢調査に係る調査員・指導員の報酬改定に伴い、報酬、委託料合わせて13万5,000円を追加計上。

3款1項1目の社会福祉総務費、障害者支援に要する経費では、障害者福祉システム導入に伴う負担金93万4,000円、令和6年度分の精算による国・道負担金等の償還金373万8,000円を追加計上。低所得者支援及び定額減税補足給付金に要する経費では、不足額給付金の再算定に伴い、交付金123万円を追加計上。

下段から15ページにわたる2項1目の児童福祉総務費、障害児通所支援に要する経費で127万円、子育て支援事業に要する経費で4万円、それぞれ令和6年度分の精算による国・道負担金の償還金を追加計上。

4目の認定こども園費では、給湯機器の取替えに伴う修繕料等331万1,000円を追加計上。

下段から 16 ページにわたる 6 款 1 項 5 目の農地費では、道営土地改良事業に要する経費で、高島東地区中心経営体農地集積促進事業補助金 615 万 1,000 円を追加計上。

2 項 1 目の林業振興費では、林業・木材生産構造改革事業補助金 6,625 万円を追加計上。

7 款 1 項 4 目の地域交流センター費では、地下室の換気設備修繕料 30 万 2,000 円を追加計上。

下段から 17 ページにわたる 8 款 2 項 1 目の道路維持費では、除排雪に要する経費で、小型ロータリーのメインギア交換に伴う修繕料 99 万 5,000 円を追加計上。

10 款 3 項 2 目の教育振興費では、英語指導助手に要する経費で、新たに赴任した英語指導助手の赴任に伴う諸費用 44 万 1,000 円を追加計上。

下段から 18 ページにわたる 6 項 2 目の体育施設費では、体育館空調機新設工事における追加費用 340 万 7,000 円を追加計上しております。

次に、歳入についてご説明いたしますので、10 ページをお開きください。

11 款地方交付税では、普通交付税の確定により 5,430 万 4,000 円を減額計上。

15 款 1 項 1 目の民生費国庫負担金では、令和 6 年度障害者自立支援給付費国庫負担金追加交付金 847 万 9,000 円を追加計上。

2 項 1 目の総務費国庫補助金では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 123 万円を追加計上。

2 目の民生費国庫補助金では、障害者福祉システム改修補助金 46 万 6,000 円を追加計上。

下段から 11 ページにわたる 16 款 2 項 4 目の農林水産業費道補助金では、中心経営体農地集積促進事業補助金 338 万 3,000 円、次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金 138 万 3,000 円、林業・木材生産構造改革事業補助金 6,625 万円を追加計上。

3 項 1 目の総務費委託金では、国勢調査委託金 13 万 5,000 円を追加計上。

18 款寄附金では、島不二彦様、堀利幸様、匿名希望の方 1 名からのご寄附により 112 万円を追加計上。

下段から 12 ページにわたる 22 款 1 項 4 目の緊急防災・減災事業債では、体育館空調設備の工事費の変更に伴い 340 万円を追加計上。

26 目の緊急浚渫推進事業債では、12 号排水路堆砂除去工事の対象地方債として 730 万円を追加計上しております。

以上における歳入歳出の差 5,048 万 2,000 円については、歳入、11 ページの財政調整基金繰入金を 3,931 万 3,000 円追加計上、歳出、13 ページの財政調整基金積立金を 1,116 万 9,000 円を減額計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要について説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。3番、篠田議員。

●3番

歳出の16ページ、林業振興に要する経費で、補助金で6,625万あるんですけれども、それが歳入のほうで、11ページに林業・木材生産構造改革事業補助金で同額が来ているんですけれど、この事業の概要について説明をお願いします。

●議長

産業観光課参事。

●産業観光課参事

ご質問にお答えしたいと思います。

今回の補正予算につきましては、国の補助制度を活用いたしました道の補助事業である林業・木材産業構造改革事業の未利用間伐材等活用機材整備に対する補助金を活用して、町内の事業者が整備を行います移動式破碎機1台の整備に対しまして補助を行うものであり、道から町を通した間接補助制度となっているところでございます。

●議長

ほかに質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は、原案のとおり可決されました。

●議長

日程第10

認定第1号「令和6年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について」

認定第2号「令和6年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第3号「令和6年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第4号「令和6年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第5号「令和6年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について」

以上、5議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

なお、説明は大綱説明といたします。副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書32ページ、認定第1号令和6年度一般会計決算の概要について説明いたします。

説明につきましては、奈井江町一般会計等決算資料により行いますので、資料の2ページを開きください。

令和6年度一般会計の歳入歳出決算額は、歳入総額60億1,570万4,000円、歳出総額58億9,030万3,000円、歳入歳出の1億1,540万1,000円から翌年度に繰り越す財源135万円を差し引き、実質収支額は1億2,405万1,000円となったところであります。

歳入につきましては、前年度比8億7,945万4,000円、12.8%の減、歳出につきましては、前年度比8億6,033万1,000円、12.7%の減となっております。

次に、議案書33ページ、認定第2号令和6年度国民健康保険事業会計決算の概要について、同じく資料の2ページにより説明をいたします。

令和6年度の決算額は、歳入総額1億8,787万5,000円、歳出総額1億8,722万4,000円、実質収支額65万1,000円となっております。

歳入につきましては、前年度比2,987万1,000円、13.7%の減、歳出につきましては、前年度比2,352万3,000円、11.2%の減となっております。

次に、議案書34ページ、認定第3号令和6年度後期高齢者医療特別会計決算の概要

について、同じく資料2ページにより説明をいたします。

令和6年度の決算額は、歳入総額1億1,120万9,000円、歳出総額1億1,118万8,000円、実質収支額2万1,000円となっております。

歳入につきましては、814万5,000円、7.9%の増、歳出につきましては、前年度比821万6,000円、8.0%の増となっております。

次に、議案書35ページ、認定第4号令和6年度下水道事業会計決算の概要について、同じく資料2ページにより説明をいたします。

収益的収支では、収入4億909万7,000円、支出3億6,779万3,000円となり、当年度純利益は4,130万4,000円となっております。

資本的収支では、収入2,482万3,000円、支出2億3,955万5,000円となり、2億1,473万2,000円の財源不足は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額664万4,000円、当年度分損益勘定留保資金1億6,930万円、過年度分未処分剰余金841万9,000円及び当年度未処分利益剰余金3,036万9,000円で補填いたしました。

なお、令和6年度につきましては、単年度実質収支では412万9,000円の赤字となっております。

続きまして、議案書36ページ、認定第5号令和6年度国民健康保険病院事業会計決算の概要について、同じく資料2ページにより説明をいたします。

収益的収支では、収入8億5,984万7,000円、支出8億3,266万9,000円となり、当年度純利益は2,717万8,000円となっております。

資本的収支では、収入1億2,753万2,000円、支出1億5,293万3,000円となり、2,540万1,000円の財源不足は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額730万円、当年度分損益勘定留保資金1,810万1,000円で補填いたしました。

なお、令和6年度につきましては、単年度実質収支では2,840万3,000円の黒字となり、6年度末の資金不足額は4,623万7,000円となっております。

以上、令和6年度の5会計の決算概要について一括して説明をさせていただきました。よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願ひいたします。

### ●議長

以上で、認定第1号から認定第5号までの提案理由並びに概要の説明を終わります。

---

### 監査委員の審査報告

(14時19分)

### ●議長

ここで、監査委員に審査の結果報告を求めます。山口代表監査委員。

## ●代表監査委員

議長の許可をいただきましたので、令和6年度の審査結果をご報告いたします。

初めに、一般会計、特別会計です。

報告書、意見書1ページから2ページの審査年月日、場所、審査の対象、審査の着眼点、審査の方法及び範囲については、記載のとおりですので省略させていただきます。

審査に付された令和6年度の各会計の歳入歳出とも、関係諸帳簿等と照合し、慎重に審査したところ、計数等に誤りがなく、予算の執行及び事務処理、財産管理はおおむね適正であり、妥当であると認めたところあります。

各会計の決算の状況については、記載のとおりですので省略します。

審査の意見についてありますが、一般会計においては、町税及び使用料等について、債権管理条例に基づき適正に処理されておりました。引き続き、歳入確保に向け、一層の努力を望むものあります。

歳出においては、適正な財政計画の下に予算編成がされ、執行において効率性を考慮したと認められますが、一部の執行に多額の不用額が発生していることから、今後においては適切な予算精査と執行に努めていただきたいと考えます。

次に、特別会計において、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療特別会計では、事業の健全な運営を確保するためにも、一層収納率向上に努めていただきたくお願いします。

続きまして、公営企業会計であります。

初めに下水道事業会計です。

意見書1ページの審査年月日、場所から審査の方法及び範囲については、記載のとおりですので省略させていただきます。

審査に付された令和6年度の下水道事業会計は、関係諸帳簿等と照合して慎重に審査したところ、計数等に誤りがなく、予算の執行及び事務処理、財産管理は適正であり、妥当であると認めたところあります。

決算の状況については、記載のとおりですので省略します。

審査の意見ですが、今後も効果的な事業の実施による健全な財政運営に努めていただきたいと思います。

次に、町立国民健康保険病院事業会計です。

意見書4ページの審査年月日及び場所から審査の方法及び範囲については、記載のとおりですので省略させていただきます。

審査に付された令和6年度の町立国民健康保険病院事業会計は、関係諸帳簿等と照合して慎重に審査したところ、計数等に誤りがなく、予算の執行及び事務処理、財産管理はおおむね適正であり、妥当であると認めたところあります。

決算の状況については、記載のとおりですので省略いたします。

審査の意見ですが、地域医療を取り巻く環境は大変厳しい中、相対的に経営努力が伺えます。今後も、地域医療構想による地域の医療動向に沿った経営に取り組むとともに、経営強化プランによる持続可能な病院経営の確立と安心な医療の提供に努めて

いただきたいと考えます。

以上で、令和6年度決算審査報告とさせていただきます。

(14時25分)

---

●議長

ありがとうございます。監査委員の審査報告を終わります。

これより、5議案に対する大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

---

決算特別委員会の設置

(14時25分)

●議長

お諮りします。認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号については、議長、議選監査委員の大矢議員を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、また地方自治法第98条の規定による議会の権限を付与し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。認定第1号から認定第5号については、議長、議選監査委員の大矢議員を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、また地方自治法第98条の規定による議会の権限を付与し、これに付託の上、審査することに決定をいたしました。

お諮りいたします。ただいま付託されました認定第1号から認定第5号については、会議規則第45条第1項の規定により、9月11日までに審査が終わるよう期限をつけたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。認定第1号から認定第5号につきましては、9月11日までに

審査が終わるよう期限を付けることに決定をいたしました。

特別委員会の正副委員長互選のため、しばらく休憩といたします。

(休憩) (特別委員会の正副委員長互選)

(14時25分)

---

(特別委員会の互選結果報告)

(14時28分)

●議長

会議を再開いたします。

休憩中に特別委員会の正副委員長の互選結果が議長に届いておりますので、事務局長より報告をさせます。事務局長。

●事務局長

決算審査特別委員会の正副委員長の互選結果についてご報告申し上げます。

決算審査特別委員会の委員長には大関副議長、副委員長には石川議員。

以上でございます。

●議長

ただいまの報告のとおり、決算審査特別委員会の委員長には大関議員、副委員長には石川議員を選任することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。決算審査特別委員会の委員長には大関議員、副委員長には石川議員を選任することに決定をいたしました。

---

散会

●議長

お諮りいたします。9月6日から11日までの6日間は、委員会開催及び議案調査のため休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。委員会開催及び議案調査のため、9月6日より9月11日まで

の6日間は休会とすることに決定をいたしました。

以上で、本日予定した議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会といたします。

なお、12日は午前10時より本会議を再開いたしますので、よろしくお願ひいたします。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

---

(14時29分)

## 令和7年第3回奈井江町議会定例会

令和7年9月12日（金曜日）

午前10時00分開会

### ○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 認定第 1号 令和6年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 2号 令和6年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の  
認定について
- 認定第 3号 令和6年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算  
の認定について
- 認定第 4号 令和6年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定に  
ついて
- 認定第 5号 令和6年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出  
決算の認定について
- 第 3 議案第 2号 奈井江町下水道条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第 3号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 4号 奈井江町営バス運行条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 5号 奈井江町議會議員及び奈井江町長の選挙における選挙運動の  
公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 6号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第 8 議案第 7号 北海道町村議會議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 第 9 議案第 8号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第10 議案第 9号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第11 会議案第1号 議員の派遣承認について
- 第12 調査第 1号 議会運営委員会の調査の付託について
- 第13 調査第 2号 まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について
- 第14 調査第 3号 広報常任委員会の所管事務調査の付託について

○出席議員（9人）

1番	根 岸 一 志	2番	星 厚 早
3番	篠 田 茂 美	4番	遠 藤 共 子
5番	石 川 正 人	6番	大 矢 雅 史
7番	笹 木 利津子	8番	大 関 光 敏
9番	森 岡 新 二		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（14名）

町 長	三 本 英 司
副 町 長	辻 脇 泰 弘
教 育 長	相 澤 公 博
総 務 課 參 事	杉 野 和 博
町 立 病 院 參 事	松 本 正 志
保 健 福 祉 課 參 事	鈴 木 久 枝
産 業 観 光 課 參 事	石 塚 俊 也
建 設 環 境 課 長	加 藤 一 之
建 設 環 境 課 技 術 長	鈴 木 宏 明
町 民 生 活 課 長 兼 会 計 管 理 者	田 中 恵 惠
企 画 財 政 課 長	井 上 健 二
教 育 委 員 会 事 務 局 長	遠 藤 友 幸
代 表 監 査 委 員	山 口 俊 哉
農 業 委 員 会 会 長	笹 木 憲 一

○欠席した者の氏名

保健福祉課課長補佐 辻 脇 真理子

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長	戸 田 孝
議 会 庶 務 係 主 査	釣 本 真由美

(10時00分)

---

## 開会

### ●議長

皆さん、おはようございます。定例会の最終日、出席、大変ご苦労さまです。  
ただいま出席議員9名で定足数に達しておりますので、これより会議を再開いたします。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名について

### ●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、2番、星議員、3番、篠田議員を指名をいたします。

---

## 日程第2 議案一括上程

(10時00分)

### ●議長

日程第2  
認定第1号「令和6年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について」  
認定第2号「令和6年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について」  
認定第3号「令和6年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」  
認定第4号「令和6年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」  
認定第5号「令和6年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について」

以上、5議案を一括議題といたします。

5議案につきましては、決算審査特別委員長より審査報告書が議長に提出されておりますので、事務局長に朗読させます。事務局長。

### ●事務局長

特別委員会審査報告書。  
決算審査特別委員長より、下記のとおり決算審査特別委員会審査報告書の提出があつたので、これを付議する。

令和7年9月12日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、1、決算審査特別委員会、議件名、認定第1号「令和6年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について」、認定第2号「令和6年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について」、認定第3号「令和6年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第4号「令和6年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」、認定第5号「令和6年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について」。

- (1) 審査の経過、委員会開催日、9月8日、9日。
- (2) 審査の期間、本定例会会期内。
- (3) 審査の結果、認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号を認定することに決定した。

以上でございます。

---

(10時02分)

●議長

決算審査特別委員長の細部報告について、発言を許します。

8番大関議員。

(決算審査特別委員長 登壇)

●8番

決算審査特別委員会報告書。

令和6年度に関する決算審査特別委員会の審査結果についてご報告いたします。

令和7年9月5日の第3回定例会において付託されました、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号の審査を行うため、9月8日、9日の両日、役場議場において提出された決算書並びに関係資料と各担当課の説明を求めながら慎重に審査を実施したところであります。

最初に審査の結論を申し上げますと、認定第1号「一般会計」、認定第2号「国民健康保険事業会計」、認定第3号「後期高齢者医療特別会計」、認定第4号「下水道事業会計認定」、第5号「病院事業会計」の決算について、全て全会一致をもって認定されました。

併せて、監査委員の決算審査意見書についても適切であるとし、承認することに決定いたしました。

依然として、地方自治を取り巻く環境が非常に厳しい状況の中、令和6年度は第6期まちづくり計画、後期実施計画の最終年の年でしたが、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた重点施策とともに着実に実施し、計画的かつ効率的な財政運営の結果、全会計とも実質赤字等の発生はしておらず、実質赤字比率、連結実質赤字比率は該当せず、実質公債費比率、将来負担比率においても健全財政を堅持されることを評価するも

のであります。

病院事業会計については、資金不足比率が9.4%、単年度の実質収支が黒字になったことは、在り方検討委員会の答申を基本に各種費用の削減に努めており、さらなる経営改善に期待するものであります。

それでは、具体的に出されました主な意見、要望につきまして、ご報告申し上げます。まず最初に、一般会計の歳入についてであります。

町政運営の主たる自主財源である町税をはじめ、各使用料、そして他会計ではありますが国保税、企業会計の下水道使用料や医療費などの徴収においても、職員の日々の努力を評価するものであります。引き続き、個々の滞納状況に応じた対策を講じ、収納率の向上に向け努力願いたい。

また、寄附金については、町税や地方交付税の増加が見込めない中、町の大変貴重な自主財源であるので、今後もふるさと応援寄附金の返礼品や奈井江町が目に留まるようなPR方法など一層の創意工夫を願いたい。

次に、一般会計歳出についてであります。

定住対策では、住宅取得助成や賃貸住宅の家賃助成など、子育て世代を中心に本町へ転入いただいていることは、大変喜ばしいことであります。

これは施策の充実による成果だと思われますので、引き続き定住支援のPRを積極的に行っていただくとともに、空き家の利活用等についても検討していただきたい。

定住対策は、まちづくりの重要な施策の一つでありますので、今後も、評価、検証を行うとともに、移住された方の声も参考とし、より良いまちづくりに反映されることを期待いたします。

次に鳥獣対策についてです。

近年、ヒグマの目撃情報が本町や隣接する市町で増加傾向にあることから、ヒグマによる人的被害や農作物被害を未然に防止するため、引き続き、関係機関との協力によるパトロールの実施や注意喚起、町民への情報提供に努めていただきたい。

次に企業誘致についてであります。

空知団地をはじめ、町内への新たな産業の創出や進出に向けて、引き続き、北海道や美唄市などと連携を図り、立地に向けたPRや関係情報の収集などの誘致活動に努めていただきたい。

次に、公設塾についてであります。

なかなかまについては、学習だけではなくあらゆる取組により、子どもたちに学習意欲を持たせる工夫をし、生き生きと楽しく学んでいること、そして基礎学力の定着につながっていることは大変喜ばしく感じているところです。

引き続き、子どもたちが学習に集中できるよう環境の整備に努めていただきたい。

次に、公営企業会計についてであります。

下水道事業会計では、町民の恒久的財産である下水道施設を適正に維持するため、より一層の経営の効率化、健全化に努めていただきたい。

町立国保病院会計では、人口減少、高齢化による患者数の減少などにより、地域医療

を取り巻く環境が厳しさを増す中、地域の安定した医療の確保など、経営努力は評価するところであります。依然として厳しい経営状況であります。

町立国保病院は、町民の健康の核となる施設であり、引き続き、地元医歯会、近隣公立病院との連携を推進し、安心な医療の提供に努めていただきたい。

以上、意見・要望の概要を申し上げましたが、委員会審議において出された意見、要望も含めて、十分検討され対応対応されるよう望むものであります。

以上、決算審査特別委員会の報告といたします。

---

## 認定第1号の討論・採決

(10時09分)

### ●議長

それでは、1議案ずつ採決をしてまいります。

認定第1号「令和6年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

### ●議長

討論なしと認めます。

認定第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

### ●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

---

## 認定第2号の討論・採決

(10時10分)

### ●議長

認定第2号「令和6年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。  
認定第2号を採決します。  
本案に対する委員長の報告は認定であります。  
本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。  
本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

---

認定第3号の討論・採決

(10時10分)

●議長

認定第3号「令和6年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。  
認定第3号を採決します。  
本案に対する委員長の報告は認定であります。  
本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。  
本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

---

認定第4号の討論・採決

(10時11分)

●議長

認定第4号「令和6年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」に対

する討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

認定第5号の討論・採決

(10時11分)

●議長

認定第5号「令和6年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

●議長

日程第3、議案第2号「奈井江町下水道条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

おはようございます。定例会出席、大変お疲れさまでございます。

それでは、議案書の19ページを開きください。

議案第2号「奈井江町下水道条例の一部を改正する条例について」、奈井江町下水道条例の一部を次のように改正する。令和7年9月5日提出、奈井江町長。

本条例の改正は、下水道法に基づき、下水道管理者において制定する条例に係る技術的助言である標準下水道条例の改正に伴い、改正するものであり、災害その他非常の場合において宅内配管等の早期復旧を図るために他の市町村長が指定した業者による排水設備工事を可能にするため、本条例の一部を改正するものであります。

以上、奈井江町下水道条例の一部を改正する条例についてご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時14分)

●議長

日程第4、議案第3号「職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の20ページを開きください。

議案第3号「職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例」、職員の育児休業等に関する条例等の一部を次のように改正する、令和7年9月5日提出、奈井江町長。

本案につきましては、令和6年人事院勧告と一連で行われた人事院による報告で明らかにされた仕事と生活の両立支援の拡充について、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の本年10月1日施行に伴い、部分休業制度の拡充等に関する所要の改正を行うなど、関係条例の一部を改正するものであります。

職員の育児休業等に関する条例では、部分休業制度の拡充に係る所要の改正等を行っており、職員の勤務時間、休暇等に関する条例では、妊娠、出産等について申し出をした職員等に対する意向確認等に関する改正に関する改正を行い、また、これら2条例を含む3条例における所要の改正を行っております。

本条例の施行日は令和7年10月1日とし、附則において、所要の経過措置を定めるものであります。

以上、職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5 議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時16分)

●議長

日程第5、議案第4号「奈井江町営バス運行条例の一部を改正する条例」を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書の24ページを開きください。

議案第4号「奈井江町営バス運行条例の一部を改正する条例」、奈井江町営バス運行条例の一部を次のように改正する。令和7年9月5日提出、奈井江町長。

本案につきましては、多世代共生型交通システムの導入に伴い、市街地循環線及び向ヶ丘線の路線変更等のため本条例の一部を改正し、令和7年10月1日から施行しようとするものであります。

以上、奈井江町営バス運行条例の一部を改正する条例についてご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご決定いただきますよう、お願ひ申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時18分)

●議長

日程第6、議案第5号「奈井江町議会議員及び奈井江町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

●副町長

議案書の25ページをお開きください。

議案第5号「奈井江町議会議員及び奈井江町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」、奈井江町議会議員及び奈井江町庁の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を次のように改正する。令和7年9月5日提出、奈井江町長。

本案につきましては、公職選挙法施行令の一部改正による、選挙公営の単価の改定に伴い、奈井江町議会議員及び奈井江町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する単

価を改定するため、本条例の一部を改正し、また、公布の日から施行しようとするものであります。

以上、奈井江町議会議員及び奈井江町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時19分)

●議長

日程第7、議案第6号「北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

●副町長

それでは、議案書の26ページをお開きください。

議案第6号「北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について」、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。令和7年9月5日提出、奈井江町長。

本案につきましては、令和7年3月31日付で江差町・上ノ国町学校給食組合が解散し、北海道市町村職員退職手当組合を脱退したことに伴い、同組合規約別表の変更を関係地方公共団体と協議するため、本案を提出するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第7号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時21分)

●議長

日程第8、議案第7号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

●副町長

それでは議案書の27ページを開きください。

議案第7号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。令和7年9月5日提出、奈井江町長。

本案につきましては、令和7年3月31日付で江差町・上ノ国町学校教職組合が解散し、北海道町村議会議員公務災害補償等組合を脱退したことに伴い、同組合規約別表第1の変更について関係地方公共団体と協議するため、本案を提出するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定いただきますよう、お願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第8号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時23分)

●議長

議案第8号「北海道市町村総合事務組合規約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

(副町長　登壇)

●副町長

議案書の28ページをお開きください。

議案第8号「北海道市町村総合事務組合規約の変更について」、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。令和7年9月5日提出、奈井江町長。

本案につきましては、令和7年3月31日付で江差町・上ノ国町学校給食組合が解散し、北海道市町村総合事務組合を脱退したことに伴い、同組合規約別表第1及び別表第2の変更について、関係地方公共団体と協議するため本案を提出するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10　議案第9号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時24分)

●議長

日程第10、議案第9号「教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

●町長

おはようございます。議案書の29ページをお開きください。

議案第9号「教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて」、奈井江町教育委員会委員、三原新氏が令和7年9月30日付をもって任期満了となるので、引き続き三原新氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により町議会の同意を求める。令和7年9月5日提出、奈井江町長。

なお、三原氏の履歴は次ページに掲載をしております。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

●議長

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第9号について採決いたします本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

●議長

異議なしと認めます。本案はこれに同意することに決定をいたしました。

---

日程第11 会議案第1号の上程・承認

(10時26分)

●議長

日程第11、会議案第1号「議員の派遣承認について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。事務局長。

●事務局長

会議案第1号「議員の派遣承認について」、下記日程のとおり議員を派遣したいので

承認を求める。令和7年9月12日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、1、議員の視察研修について、（1）派遣先、三笠市、（2）期日、令和7年9月25日木曜日、（3）派遣議員、全議員、（4）経費8万5,000円以内といたします。

以上です。

### ●議長

本案は提案のとおり承認することにいたしたいと思います。

なお、日程等の変更につきましては、あらかじめ議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

### ●議長

異議なしと認めます。

本案は提案のとおり承認することに決定をいたしました。

---

## 日程第12 調査第1号の上程・付託

(10時27分)

### ●議長

日程第12、調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。事務局長。

### ●事務局長

調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」、議会運営委員長より地方自治法第109条第3項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申出があったので、これを付議する。令和7年9月12日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、調査事項、次期議会の会期日程等の議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項、調査期間、次期定例会まで。

以上でございます。

### ●議長

本案は、議会運営委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

### ●議長

異議なしと認めます。

本案は議会運営委員会に付託することに決定をいたしました。

---

### 日程第13 調査第2号の上程・付託

(10時28分)

#### ●議長

日程第13、調査第2号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。事務局長。

#### ●事務局長

調査第2号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」、まちづくり常任委員長より、地方自治法第109条第8項による当該委員会の所管に係る下記事項につき閉会中の継続審査調査を行いたい旨申出があったので、これを付議する。令和7年9月12日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、委員会名、まちづくり常任委員会、調査番号、調査事項、調査第1号、町立国保病院の管理運営について、調査第2号、公営住宅の管理運営について、調査日程2日以内といたします。

以上でございます。

#### ●議長

本案は、まちづくり常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

#### ●議長

異議なしと認めます。本案はまちづくり常任会に付託することに決定をいたしました。

---

### 日程第14 調査第3号の上程・付託

(10時30分)

#### ●議長

日程第14、調査第3号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。事務局長。

#### ●事務局長

調査第3号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」、広報常任委員長より、地方自治法第109条第8項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申出があったので、これを付議する。令和7年9月12日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究に関する事項、調査期間、次期定例会まで。

以上でございます。

●議長

本案は広報常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は広報常任会に付託することに決定をいたしました。

---

閉会

●議長

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和7年奈井江町議会第3回定例会を閉会といたします。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

---

(10時31分)